

平成24年第3回西郷村議会定例会

議事日程（2号）

平成24年9月12日（水曜日）午前10時開議

日程第 1 一般質問

No. 1 15番 佐藤富男君（P19～P40）

No. 2 5番 金田裕二君（P41～P58）

No. 3 7番 秋山和男君（P59～P67）

・出席議員（18名）

1番 鈴木勝久君	2番 真船正晃君	3番 南館かつえ君
4番 藤田節夫君	5番 金田裕二君	6番 仁平喜代治君
7番 秋山和男君	8番 徳田進君	9番 小林重夫君
10番 白岩征治君	11番 矢吹利夫君	12番 上田秀人君
13番 高木信嘉君	14番 後藤功君	15番 佐藤富男君
16番 室井清男君	17番 大石雪雄君	18番 鈴木宏始君

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	佐藤正博君	副村長	大倉修君
教育委員長	菊池千代子君	教育長	加藤征男君
会計管理者兼 参事兼会計室長	真船和憲君	参事兼 総務課長	山崎昇君
税務課長	金田昭二君	住民生活課長	保坂文夫君
環境保全課長	藤田雄二君	福祉課長	中山隆男君
健康推進課長	皆川博三君	商工観光課長	渡辺文雄君
農政課長	金田勝義君	建設課長	高橋廣志君
企画調整課長	須藤清一君	上下水道課長	池田有次君
参事兼 学校教育課長	水野由次君	生涯学習課長	相川博君
農業委員会 事務局長	東宮清章君	代表監査委員	鈴木光明君

・本会議に出席した事務局職員

参事兼 議事局長 兼監査委員 主任書記	松田隆志	次長兼 議事係長兼 監査委員書記	藤田哲夫
庶務係長	池田早苗		

◎開議の宣告

○議長（鈴木宏始君） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

○議長（鈴木宏始君） 日程に入るに先立ち、議長より諸般の報告をいたします。

16番室井清男君から通院のため遅れる旨の報告がありました。

それでは、本日の日程に入ります。

◎一般質問

○議長（鈴木宏始君） 本日の日程は一般質問であります。

質問は、通告順に行います。質問は、会議規則第63条の準用規定により一問一答方式で行います。また、質問時間は、答弁も含め1人につき約90分以内を原則とします。

それでは、通告第1、15番佐藤富男君の一般質問を許します。15番佐藤富男君。

◇15番 佐藤富男君

1. 放射能汚染から子どもたちを守るための対策について
2. 西郷村民プール建設断念について
3. 家族旅行村指定管理業務報告について

○15番（佐藤富男君） 15番ですが、それでは通告順に従いまして一般質問を行ってまいります。

まず、第1番目の放射能対策についてでございます。3・11東日本大震災、そして放射能の原発事故によります昨年は、大災害と大惨事の二つによりまして西郷村は未曾有の危機的状況に見舞われました。このような中で子どもたちを守るために、そして住民を守るために、村長はその職務からどのような対策と行動をとられてきたのかということ。また、教育委員会は、この未曾有の大災害にどのような形で向き合ってきたのかということをもたまた検証し、これからの放射能対策に生かしていかなければならないと思っておりますが、今回は時間の関係で子どもたちの問題について重点的に質問をしてみたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。また、本日は、議会史始まって以来、教育委員長にご出席願いました。生の現場の声を村政に生かしていただきたいという思いから教育委員長に来ていただいたのと、また現在、日本国内でも非常にいじめの問題で、今日の報道ですと200名の方が2011年に自殺されていると、非常に深刻な問題になっております。やはり教育委員会としても、ただその地位にあって名誉だけではなくて、本当の意味での教育委員会としての職務をここでもう一度確実に実感をしていただき、そしてまた緊張感を持ってやっていただきたいという思いもあって、こういう場に来て答弁いただくことは非常に大事だと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

第1点目なんです、西郷村長は、今回の放射能関係から子どもたちを守るという観点から、どのようなことをやってきたのかということについてお伺いしたいわけで

すが、まずはじめに、実は先日、こういった第18回の西郷村少年の主張大会発表会文集があるんですが、この中で私も非常に感銘を受けたというか、ごもつともだと思ってきたんですが、この中に実は村長さんのお孫さんも少年の主張大会で発言をされました。その中の「今できること」という文章で、このような文章が載っております。「地震の翌日、私と妹、弟、母は、母の実家のある東京都品川区へと出発しました。私の父は、地震のほんの2週間ほど前、原発についての講演を聞いていました。大きな地震が来たら原発が危ないので逃げなさい、逃げてくださいと専門家から言われていたので、私たちはすぐに避難することができたのです」。これがいわゆる3・11の翌日ですかね、3月12日、要するに第1号機の爆発の日ですが、村長のお孫さんは東京へ避難されました。私は、当然の行為であるし、非常に私は的確に判断されたと思っております。ただ問題なのは、ここでご自分の家族のためにこういったことのご指導はよろしいんですが、じゃ村長はこの事故があった3月12日から1週間、10日の間に西郷村内の村民、そして子どもたちのためにどのような指導、指示、対策を行ってきたのか、まずお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 15番佐藤議員の一般質問にお答えします。

最初に孫の話が出てきましたので、ちょっとびっくりしましたが、おただしのとおりです。3月11日の2時46分、あの地震があったあの日は、私は午前中は川谷中学校の卒業式へ行った。それから、お昼は厚生労働大臣の受賞祝賀会があってリゾートトラストにいた。それが1時半に帰ってきて、今度は議会の答弁打ち合わせをしていた。そのときにいたわけですよ。その日はずっと、ご存じのようにもう2時46分以降、3時に災害対策本部を立ち上げて、それから村内の調査、消防、警察、いろんなところが集まって対策を練っておりました。ずっとこう各地域の情報が入ってくる。あるいは今晚の寝るところがない、あるいは夕方になって信越半導体の火事が起きた、そういったことがずっとあって、帰ったのは本当に最終的には3時か4時でしたね。そして、あの日は6時からまた次のことがあったということだったので、（不規則発言あり）ということで、私側では、今言ったとおり、放射能がということで逃げるのを指示したのかということに関連して、村民にどうかということをお聞きになったわけでありまして。実はあの段階では、私は放射能のことは全然わからなかった。今の話もこの2週間前に話を聞いていたというのも全然知りません。それから、次の日はもう6時からまた本部会議をやって一日あの日は3回、それからずっと一日3回本部会議をやりましたね、情報収集を。

ですから、私は家に今、孫も一緒に住んでいますが、子どもたちがいなくなったということもあまりわからなかった。しかし、後から聞くと、今、少年の主張大会においてそういう発表をしたということだったので、それはそれでということになります。ではそのときに放射能が何たるかであって、すぐに避難とかいうことについてはよくわかりませんでしたね。それを頭に置いて、ではその1週間とかその後はどうですかということですが、その後の1週間のご存じのとおりです。もう灰殻が立つよう

なあのおざわめき、怖さ、いろんなことが錯綜して、まず一つは仮設住宅をどうつくるか、避難所をどうつくるか、そして浜通りから人が来る、そういったことが錯綜して、あるいは給水、水の問題ですね、一番あった。そういうことをずっとやってきた1週間ぐらいであったわけです。議員も、その1週間の間に今の孫が避難したことと、それから村民に対して同じ考えでどういうふうなことがあったのかとお聞きしたいんだろうというご質問ですが、実は放射能のことについては本当に私もよくはわかりませんでした。3月12日の3時36分に起きて、その後はテレビのドキュメンタリーで時系列でずっとやって今放送していますが、その後です、わかったのは。（不規則発言あり）放射能については、またスクリーニングとかそういうことが十四、五日以降入ってきて、そういうことに追われて、どこまで必要なのかということがわからなかったの、具体的に避難とかそういうことについての話までは行けなかったという1週間、10日であります。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 村長の答弁がちょっと、私が求めているものではなくて余分な話が多くなっちゃったものですから、これ第2点目に質問しようと思ったことは削除して第3点目に移ります。できれば全部やりたいので、簡潔にご答弁をお願いしたいと思います。

それでは、教育委員長のほうに質問をしたいと思います。村長は、この1週間、10日の間にご自分の家族は東京に避難をしたのはわかったけれども、村民に対してはそういった措置、対応はしなかったということは今明らかになりました。それで、この放射能の原発事故について振り返ってみたいんですが、3月12日午後3時36分、東電の1号機が水素爆発をいたしました。3月13日午後1時52分に第一原発の周辺では毎時1,557マイクロシーベルトが観測されております。そしてまた3月14日、これが大きいんですが、午前11時1分、3号機が水素爆発。私は核爆発だと思っておりますが、爆発しました。同日の午後6時14分、4号機から音が出て壁の一部を破損、火災が発生。これは使用済み燃料プールがあるところですね。そして、直後の午後8時25分、2号機から白煙が確認されて放射能が漏れ出しております。そして、3月17日の9時20分時点のモニタリングでは、高度300フィート、約90メートルで毎時87.7ミリシーベルト、そして高度1,000フィートでは、4.13ミリシーベルトという高い放射線量が検出されております。そして、3月15日から24日午後4時までの10日間だけで、福島県が観測した大気中の汚染の累計になりますが、白河市で約530マイクロシーベルト、まず10日間でこれが計測されております。事故後10日間だけで放射能汚染物質が広範囲にわたってまき散らされたのかということが、これほどまた恐ろしく伝わってまいりました。我が西郷村にも、わずか10日間だけで、人が1年間浴びてもよいとされている年1ミリシーベルトの放射能の半分以上を浴びてしまったといっても過言ではないんじゃないかなと、私は思っております。

そういう中で、平成24年5月24日に、福島第一原子力発電所事故による放射性

物質の大気中への放出量についてが発表されました。その中で、事故翌日の昨年3月12日から同31日までのわずか19日間に放出された放射性物質の放出線量は90万テラベクレルと推計を発表されました。この1テラというのは1兆ベクレル、この1兆ベクレルの90万倍の放射性物質がまき散らされたというふうに発表されました。例えばセシウムについてでございますが、放射性セシウム137は1万5,000ベクレル、1.5京というんですね、京なんて私、どの程度かわかりませんが、とにかく物すごい数ですね。広島原爆投下によるセシウムの量は89テラベクレルでしたので、この広島原爆の約168.5倍の値になるという恐ろしい数字が発表されました。公式発表です。それで、このような状況の中で、教育委員会として原発事故後、早急に対策を練らなきゃならないというふうに私は思っておりますが、教育委員会としてどのような対策を講じられたのか、まずお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 教育委員長、菊池千代子君。

○教育委員長（菊池千代子君） 教育委員長を仰せつかっております菊池千代子でございます。よろしくお願いいたします。

時間のなかにはありますが、はじめにこの場をおかりして皆様に御礼を申し上げます。議員の皆様方には日頃から大変お世話になっております。加えて、昨年3月の未曾有の大災害以来、皆様から子どもたちは大丈夫か、安心なのか、安全なのかというご心配をいただきました。いろんな点でお心を砕いていただいておりますことに心から感謝申し上げます。皆様のそういうお気持ちを私たちは心強く感じているところでございます。おかげさまで子どもたちは、例年にも増して元気に学校生活をしております。（不規則発言あり）それに関連するかと思いますので、短くさせていただきます。子どもたちがいろいろ不自由を強いられておりますけれども、その中で本当に頑張って活躍してくれております。その姿にむしろ私たちは元気をもらい、そしてまた、さらに子どもたちのために本気になって取り組まなければいけない、そんなふうに思っているところでございます。

それでは、15番佐藤富男議員の一般質問にお答えいたします。

本当に不幸にしてあってはならない災害が起きてしまいました。3月11日、大変な揺れがあって、私は畑仕事をしていましたものから長靴のまま来ました。最初は地震のことだけ心配しておりました、学校がつぶれるんじゃないかと。放射能のことについてはあまり考えておりませんでした。その後、いろいろなニュース、報道がありまして、これは大変なことになったということになったわけでございます。だれも経験したことがないです。情報も定かではありません。とにかく大変な放射能がばらまかれたということだけはわかりました。恐ろしいことだと思いました。それで、3月11日は中学校の卒業式でした。中学生は家庭に戻りました。（不規則発言あり）では、どういう対応をしてきたのかということなんですが、（不規則発言あり）その前に基本的な考え方を一つ述べさせていただきます。（不規則発言あり）わかりました。まず、やらなければならないのは、大変な量がばらまかれてしまった放射能、それから、それをどう低減化していくかということです。急になくする方法があればそれにこし

たことはないんですけれども、それはありません。ですから、少なくとも子どもたちの学校生活に影響があることだけはわかりました。それをいかに放射能の数値を低くしていくかということに私たちは苦心してまいりました。

それで、その被ばくから子どもたちを守る二つの面があります。一つは外部被ばくです。外部被ばくの低減化、それには除染が必要です。それで校庭の除染とかプールの洗浄とか、そういうことをできるだけのことをやってまいりました。（不規則発言あり）それから、内部被ばくにつきましては、給食のほうで測定をして安心・安全なものを提供するようにしております。今現在の給食の状況だけお伝えしておきます。

（不規則発言あり）いいですか。（不規則発言あり）今後とも低減化ということで、ゼロになるのが一番いいとは思いますが、とにかく子どもたちを放射能から守るためにいろいろな手だてを講じていきたいと思っています。どうぞ皆様、いろいろな方法、手だてなどをご助言いただきまして、一緒に子どもたちを守り育てていく体制をつくっていただければありがたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。不慣れなために佐藤議員さんには大変申しわけなかったと思いますが、お許しいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（鈴木宏始君） この際、申し上げますが、質問者も答弁の方も簡潔明瞭にご発言くださるようお願いいたします。15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 私は、今日は三つの一般質問を出しております、この放射能の問題については、あとわずか10分しか時間がありません。私の書いてきたやつのこれ半分なんです、半分のまた半分になっちゃって、あともうできません。だから、そのように大事な議会、我々がこういった貴重な1時間半しかない時間の中ですので、答弁は簡潔にお願いしたいと思います。教育委員会の問題につきましては、私も勉強しました。全部理解しましたから十分わかっております。職務もわかっております。その中で、ちょっと飛ばしまして、大事な問題だけお伺いします。

この放射能によって、3月14日から21日の間に非常に大変な、西郷村でも8マイクロシーベルト以上の放射性汚染物質が降ったわけですが、この大量に降り注いでいる中で、3月14日から21日の間、西郷村スポーツ少年団、野球やそういったもの、それから西郷一中のテニス関係の方々が昼も夜も練習していた。それを指導者がついてやっていたと。これは私は大変なことだと思うんですね。いくら知らないといっても無知過ぎると。子どもたちに大変な被ばくをさせたというふうにも思っておりますが、この問題について教育委員会として何か指導されましたでしょうか。指導した経過があるでしょうか。あるかないかで結構です。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） 15番佐藤議員のご質問にお答えいたします。

子どもたちに対して、高い線量の中でスポーツ活動をしていたが、そのことに対して指導したのかということでもあります。教育委員会として、この時点で指導ということとはなかったというふうにも思っております。それぞれの学校、それぞれのスポーツ団

体、そういうところで子どものことについての指導をしていただいたというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 教育委員会は、年に定例会として4月、7月、10月、1月にやるんですね。それ以外には、臨時会は委員長が必要であると認めたときには会議できると、こういうふうに教育委員会の第3条にうたっている。未曾有の大震災、世界でも類を見ない地震があったときに、子どもたちがそのような空気が汚染された中で練習をしている。それに対してきちんとした対応をとれなかったということは、私は教育委員会として大変な怠慢だと思います。結果として、私はこのことは教育委員会にご指摘を申し上げておきます。教育委員長はすぐに教育委員会を開催して、この放射能問題についての専門家の方を呼んで、委員会として勉強して、早急に関係者団体または学校関係者、スポーツ関係者を呼んで子どもたちの安全対策を相談をして、すぐに指示をすべきだったと、私はそのように思っております。

次に、そういう中で、事故後2か月たった5月に村内の各小中学校で運動会が行われました。当時、国は3.8マイクロシーベルト以下なら安全だという、今思えば恐ろしくなるようなことでやって、西郷村はそれを信じて運動会を実施しました。それで、欧州のある学者は言うておりましたが、日本の政府の無責任ぶりは犯罪的だと思うと。子どもに平気で被ばくをさせている。都合がいいというだけで、短期間でこれほど基準を変えてしまうとは、文明国のやることではないと言っている。そしてそれを指示して、西郷村も信用して3.8マイクロシーベルトの中で、恐怖の中で運動会を実施したと。教育委員会として、この運動会実施について協議されたことはありますか。あるかないかで結構です。

○議長（鈴木宏始君） 教育委員長、菊池千代子君。

○教育委員長（菊池千代子君） 簡潔にお答えさせていただきます。

やっております。会議を開催しております。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 正直言って、私が教育委員長なら開催しませんでした。そして、これは教育長に申し上げますが、教育委員会の第17条に教育長の職務として、「教育長は、教育委員会の指揮監督の下に、教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどる。」と。要するに教育委員会の下につかさどって事務をやるわけですから、教育委員長が答弁するときに教育長が何も答弁する必要はない、このようにまず申し上げておきたいと思います。時間もなくなっちゃったので、本当に全部飛ばすようになっちゃいました、申しわけないですが。それで、教育委員会の委員長にお伺いしますが、村内から県外へ避難された村民は平成24年6月時点で121名だそうですが、教育委員会所管の児童・生徒は何名の方が避難されておるのでしょうか。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） 暫時休憩します。

（午前10時27分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午前10時29分）

○議長（鈴木宏始君） 教育委員長、菊池千代子君。

○教育委員長（菊池千代子君） お答えいたします。

9月3日現在の数字でよろしいでしょうか。小学校で16名、中学校で11名でございます。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） それでは、教育委員長にお伺いしますが、この子どもたち、児童・生徒の方々は、できればふるさとの学校で学んで住んでいたい。しかし、やはり放射能による健康被害を考えて、泣く泣く全国に避難していると私はとらえております。この方々がどのような気持ちで今全国で生活をされているか、そして何が必要で何が欲しいのかということも、非常に私は痛いほどわかります。この問題について、教育委員会としてどのような支援策を考えてきたのか。また、今現在やっていることはどういうことか、教育委員会としての決めたこととお話ししていただきたいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 教育委員長、菊池千代子君。

○教育委員長（菊池千代子君） お答えをいたします。

子どもたちは、まず、ふるさとに帰りたいという気持ちが一番かと思えます。けれども帰れない。そういう状況の中にあって、本当に一人一人学校になじもうと努力しています。教育委員会としましては、大事なものは、もとの学校と今の学校にいる子どもたちとのコミュニケーションをいかに図るかということだと思えます。浜通りから先生もこちらに来ていただきまして、転校してきた子どもたちのケアに当たっていただきました。そういう中で部活動とか同じようにやっております。（不規則発言あり）県外に出た子どもたちにつきましても、転校するというよりも戻りたいという子どもたちもいるかと思うんですね。やはりそれは学校とのコミュニケーションをうまくとっていき、戻れる状態が来たらいつでも戻れるような体制をとるように、学校と校長と協議をしながら進めております。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 今、教育委員長にお伺いして何人いますかと聞いて、慌てて書類を見て、そしてうろ覚えじゃないけれども教えていただいて答弁していると。その程度なんです、教育委員長、申しわけないですけども。やはりあれから1年半です。子どもたちがどういう気持ちで村内を離れて生活しているか考えたら、村が、教育委員会ができることは何なんだと考えて、そしてその支援策を一つでも二つでもして、そして西郷村内の情報を送る。例えば学校の教室の写真を送ってあげるとか、現在こうやって子どもたちが元気ですとかという情報を送るとか、常にそうやってふるさとのことをお知らせしながら、情報を提供しながら、向こうからのまた要望、希望

も聞くという、そういったコミュニケーションを図らなきゃならない。そういったことをやっていない。だから、私はある意味、今のいじめの問題もあるけれども、教育委員会はやはりもっと子どもたちの気持ちに近づいて、友達として、お姉さんとお兄さんとしてつき合っていくような気持ちで教育委員会の活動をしていかないことには、まだまだこういった問題も起きるし、私は本来の教育委員会の職務を果たせないんじゃないかなと、そのように思います。時間の関係で、この問題について教育委員長は結構です。別の問題で質問したいと思います。全部飛ばします。

それで、今こういった乳幼児から子どもたちから、本当に放射能の影響が大きい子どもたちが被ばくをしながら毎日生活しています。それで、一日も早く一般住宅の除染をしてほしいと言うんだけど、西郷村は新聞等の報道を見ても本当に遅れていて、希望してやりたいけれどもできない、費用負担もできない、そしてその見通しをきちんとした形で村民にもお伝えしていないという状況だと思います。昨日もこの一般家庭の除染についてのお話がありました。しかし、除染をするわけにもいかない。お金もないし、そのマニュアル的なものもない。ですから、私はこういった一般住宅の除染について、もっともっと村独自で、昨日も上田議員が言ったけれども、費用負担を村が一時的にしたっていいから、そのぐらいの気持ちでやってくださいと、進めますという気持ちを持っていただきたかったんだけど、全くない。あくまでも国・県の主導だけだと。残念に思っております。そういう中で、せっかくですから環境保全課長、一般住宅の除染について、今後の進め方について簡単に説明していただきたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 環境保全課長。

○環境保全課長（藤田雄二君） お答えします。

現在の一般家庭の除染につきましては、現在は川谷地区について一部発注をしております。それから、昨日も特別委員会の中でも佐藤議員がおっしゃったように、個人住宅の除染についての補助制度、これについて早く助成できないかというご指摘、ご要望がありましたが、いかんせん私もそのように思いますが、ただし、事務サイドでは、国、環境省、県の除染対策課の意見では、昨日も終わってからホームページやら全部調べました。その中で、やはり村が実施計画にのっとって除染をするのには、一般家庭の補助制度はだめだと、認められないというようなものが回答として残っておりますので。さらには、村独自でそういった補助制度を創設してはいかかかというものもございしますが、村が創設した場合には単独事業になります。これは最終的には除染交付金じゃなくて、東電に直接請求のような形になります。そうした場合には、東電でもそういった賠償を確約ができません。したがって、現在のところは国・県に強く要望するだけになりますが、これからも粘り強く事務サイドとしては県、国にそういった個人が除染をした場合に、早く助成できるような制度をつくってくれというふうなことを要望しますので、その点でご理解を願いたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） それでは、残念ながら用意した質問の半分にも満たないんです

が、次の村民プールの問題についての質問に移りたいと思います。

村民プールを、何か福島民報新聞を読みますと、議会が反対したからできないんだというようなことで報道されまして、非常に議会が何か悪者になっております。果たして議会が反対したからできないのかということ、議会はこのプールの予算を2回承認して可決しております。反対していません、予算について。あとは執行権者の問題だったんですね。執行者ができるかできないかの問題だった。それが議会の責任になってきているというふうに私は感じておりますが、この問題についてここで私はもう村長のほうにですね、まだいまだかつて、9月5日の開会日に、これだけの予算を流した。そしてまた実施設計等で2,000万円ぐらいのお金を使ったと、一般会計から使った、それを無駄にしたとあっても何ら説明がないし、議会に対する謝罪もない。ですから、私はもう村長にこの問題で問いただす気持ちはありません。言っても無駄です。それで、山崎総務課長にお伺いしますが、新聞社に聞いたんですが、この交付金の断念をその後、総務課長が1人で何か議員の家を回ってこのことを報告したというんですが、これはだれに命令されて、どのような気持ちで回られたんですか。（不規則発言あり）

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

（「議長、暫時休議してください」という声あり）

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） 暫時休憩します。

（午前10時39分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午前10時41分）

○議長（鈴木宏始君） 質問者が答弁者を指定しておりまして、時間の都合もありますので、総務課長に答弁を求めます。総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） 15番佐藤議員のご質問にお答えいたします。

8月10日の時点で委員長のほうにお伺いいたしまして、議員の方々が知らないのはどうすべきかということで、たしか17日に委員会を開いてはどうかというご提言が委員長のほうからあったかと思いますが、8月13日の週はお盆の週でして、議員の皆さんも忙しいのではないかということで、13日月曜日だと思いましたが、村長のほうに報告いたしまして、各議員のところを回って知らせていただきましたので、よろしく願います。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 私が申し上げたのは、これだけの交付金を返上する、大変なことなから、議会の議決をいただいた議会の議員にみんな集まっていたいて、そこでどうして交付金を返上することになったのかということ、村長の口から説明責任を果たしてもらったらいんじゃないかということで、私はなるだけ早いほうがいいと。新聞社が家へ8月8日に来ましたからね。そして、交付金を返上しましたとい

う話ですから、だったら議会議員が知らないでおくわけにはいかないから17日に早急に開いたほうが良いと私が言った話なんです。それを開かないで、どうして開かなかったかわからないけれども、村長の采配でしょうけれども、総務課長1人で担当課長も回らないで、それでこういうことだと言っただけですね。それで果たして本当に議会議員に対して説明責任を果たしたことになるのかといたら、私はあまりにも議会議員を軽視し過ぎている。そしてまた、今回の9月5日の定例会の開会日に、村長からこの問題についてきちんとした説明があるのかと思ったら何もない。ただ減額だけの話だと。全く村長のその姿勢にはあきれて、私はもう質問すること自体できないような気持ちになっております。(不規則発言あり)いや、結構です。それで、時間がないものですから、総務課長、新聞社がPTA会長の方の名前を3人出して報道されていますけれども、この情報はどこから流れたんでしょうか。

○議長(鈴木宏始君) 総務課長。

○参事兼総務課長(山崎昇君) 新聞社の方は、当初その6月の予算の議決の段階でそういう条件がついたことは多分わかっていたと思います。それで、7月半ば頃には放射能の委員会とかプールの件とか、ちらっと話は出ましたけれども、深くは聞かれておりませんでした。それで、新聞社のほうでは徐々にいろんな取材をしたんだと思っております。

○議長(鈴木宏始君) 15番佐藤富男君。

○15番(佐藤富男君) あまりにも新聞記者が私たちよりも早く情報をとったり、その施設の内容の詳細についても知っているし、またそのPTAということは、みんな役場のほうから情報が流れているのかなというふうに私は疑いました。今でも疑っております。それでですね、この村民プールについては、時間がないと申しましたけれども、これ昨年の6月定例議会、もう1年3か月前に実施設計書の1,500万円の予算を組んでいるんですね。そして9月に地盤調査をやって、あの地盤が悪いと。だから体育館寄りに移すということで、もう変更実施計画も終わったんじゃないですか。去年の10月ですよ。そしてなぜ今、今年8月、9月、8か月、9か月過ぎた後にこんな問題になるんですか。この間何をしていたんですか。

結果的にね、一番私は疑問に思うのは、4月の段階で復興交付金がだめになりましたね。私はもう3月の段階でだめだよと申し上げたと思いましたが。村は復興交付金にこだわってずっと来た。そして、結果的に私の予想どおりだめになった。今度は慌てて学校環境整備交付金にらえして、平成23年分のやつを繰り越してもらったやつを村が使うようになったと。しかし、使うのはいいんだけど、この学校環境整備交付金の補助が決まったのが7月2日ですよ、今年。そして、議会は6月にこの4億5,000万円の議決をしているんじゃないですか。そして7月2日に決まって、8月1日には村長は交付金の返上を決めたんじゃないですか。全くこんなことは到底普通の行政ではあり得ないことなんです。(不規則発言あり)私、時間の関係がありますから。(不規則発言あり)だったら、暫時休議して休議の時間でやってください。もし答弁するのであれば議長に村長が申し上げてその中でやってください。私は、実

際にこういう問題が議会の責任だと、執行者責任はないというような、こういう報道をされるということは恥ずかしいことです。議会も恥ずかしいし村長も恥ずかしい。私はそのように思っております。それで、教育委員会の委員長にお伺いしますが、この村民プールのお話はいつ教育委員会の中で決定されたのか、まずお伺いしたいと思います。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） 暫時休憩します。

（午前10時48分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午前10時50分）

○議長（鈴木宏始君） 教育委員長、菊池千代子君。

○教育委員長（菊池千代子君） お答えいたします。

屋内プールにつきましては、平成22年度から多方面にわたって施設見学などをしまして私たちも研修してまいりました。長い期間にわたっているものですから、その細かい経緯については今出てこないんですけれども、村民プールができなくなったというその経過報告、村民プールというか、屋内プールが現段階ではできなくなったということについては、（不規則発言あり）つくりたいということですと進めてまいりました。そのために施設見学も続けてきたわけですが、それが通らないということがわかりまして、7月25日に事後報告ということで受けております。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） それで、本当に今日初めてなので教育委員長も大変だと思うんですが、今のお話を聞くと大体もう教育委員会と教育長の間の話し合いとか、これだけの4億円、5億円の巨費を使ってやる事業について、あまりにも私たちからすればずさんな計画だったと。そしてまた、ずさんな計画だからこそこういうことが起きたのかなと私は思っております。

時間の関係で次に移りますが、今年、村民プールの問題で村民が騒いでおりますけれども、西郷村以外の県内の各市町村では、学校のプールを使用して子どもたちが元気に泳いでいます。どうして西郷村は学校のプールの除染をしなかったんですか。

○議長（鈴木宏始君） 教育委員長、菊池千代子君。

○教育委員長（菊池千代子君） お答えいたします。

除染はしてまいりました。ただ、プールそのものは放射能が低くなりましたけれども、まず、プールというのは素肌を露出することになりますね。その状態を考えたときに、プールの周りの除染までには及ばなかったということなんです。それで、放射能の害から守るために、とにかく去年と今年についてはプールを使用しないということに決めてきたわけです。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 教育委員長は、4月10日付のいわゆる文科省のスポーツ青少年局の学校健康教育課からの通達をご存じですか。

○議長（鈴木宏始君） 教育委員長、菊池千代子君。

○教育委員長（菊池千代子君） ちょっと資料を確認したいと思います。細かいところまで全部頭にはないものですから、確かめたいと思います

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） わからないのであれば、私のほうから教えますのでお座りください。これ4月10日に文科省のスポーツ青少年局学校健康教育課から、「福島県内の学校の屋内プールの利用について」ということで来ているんですね。ですから、それに従って県内の各市町村の学校も大体除染をして使用していると。西郷村だけが除染したけれども使わない。逆に村民プールをつくる口実としてわざわざ使わせなかったのかなと言っている議員もいますが、私もそういうふうに変なふうにお聞きします。それで今、除染はしたけれども周りが高いというんですが、じゃ具体的に何マイクロシーベルトなんですか。

○議長（鈴木宏始君） 教育委員長、菊池千代子君。

○教育委員長（菊池千代子君） お答えします。

本当に申しわけないんですが、細かい数字は資料を見ないと出てこないわけなんです。とにかく周りを見ましたときに、校舎は除染しましても校舎から離れたところにあったりしまして、周りの林とかそれから草むらとか田んぼとか、そういうものの影響を受けてかなり高い数字になっております。もし正確な数字が必要であれば資料を見ます。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 本当に教育委員長ね、やっぱりもう少し真剣に取り組んでほしいと思いますね。いじめの問題で子どもたちがたくさん、去年200人死んでいる。やはりもう少し、真剣かもしれないけれども、今私が質問しました。じゃ例えば西郷一中のプールは何マイクロシーベルトから何マイクロシーベルトに下がりました、熊倉小学校は何マイクロシーベルトあったけれども下がりましたというぐらいの答えは、頭の中にインプットされていなきゃならないです、通常の教育委員長であれば。それが全くわからない。これはやっぱり実際本当に知っているのかと。みんな教育長にお願いして教育長任せで、そしてその資料も全部任せているんじゃないかというふうに疑わざるを得ないですね。それで、文科省のほうでこう言っているんですね。今高いと言いましたけれども、そんなプールの外の林とか何かまでは文科省は言っていないから。例えば管理目標値をいうのを文科省で言っているんです。上限値の水を1年間継続して毎日2リットル摂取した場合に、0.1ミリシーベルトに相当するものとして設定されているところ、プール水については同程度の想定をしがたいために、仮に管理目標値を少し超えることがあっても屋外プールの利用を制限する必要はない、こういう通達が来ているんですね、読んだことがありますか。

○議長（鈴木宏始君） 教育委員長、菊池千代子君。

○教育委員長（菊池千代子君） お答えします。

会議のたびにそういう資料等が出てきますし、それについての説明を受け、そして協議をしているところでございます。ただ、私たちは放射能だけということにもいきませんで、多方面にわたっておりますので、弁解がましくなるかもしれませんが、細かい数字まで全部頭の中にインプットされているかということとはありません。それが怠慢だと言われれば、その非難は甘んじて受けたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） とうか、甘んじて受けると言いましたけれども、生命にかかわる問題なんです。命にかかわる問題だから私は言っているんですよ。普通の教科書を忘れたとか、その程度の問題であれば私は責めないです。これだけの大変な、何兆ベクレルといういわゆる放射性汚染物質が降っている。その中で子どもたちが運動していた。プールもやらない。そして県内の市町村の各学校ではプールを使用している。西郷村だけやらない。これ堂々と教育委員会として、村のPTAを通じてそのやらなかった理由、そして県内の各市町村のプールの使用状況も発表してください。そして、PTAの方々が納得できるように説明していただきたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 教育委員長、菊池千代子君。

○教育委員長（菊池千代子君） 私、冒頭に申し上げましたように、私たちは子どもの命を守っていく、それは使命であると思っております。ですから、プールにつきましても、屋外プールをつくるから学校は使わなかったということではありません。現在、学校のプールの状況を実際見ていただければおわかりかと思っておりますけれども、年間使用する時間というのは非常に少ないです。期間も短いです。そういう中で子どもたちにできるだけ長い時間プールを使用させる。しかもそれも村民の皆さんにも使ってもらえるためにはということで、子どもたちだけでなく村民の皆様もという考えで、それならば屋根付きのプールをということで、屋根付きの屋外プールを視察してきたところでございます。子どもたちを守るということが使命であるということ、それだけは信じていただきたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 今お話があったんですが、学校プールは期間が短い。じゃ村民プールは長かったんですか。私が説明受けたときは2か月間ですよ。同じじゃないですか。例えば学校、教育委員会の中で、村民も利用する、子どもたちも利用する、お年寄りも利用して健康増進につなげたいんだと。だから、これを1年間通して使えるようなプールにきなさいという決定をされるべきじゃなかったんですか。

○議長（鈴木宏始君） 教育委員長、菊池千代子君。

○教育委員長（菊池千代子君） 私たちの教育委員会としての考えを進めるに当たっては、その道筋というか段取りはあったかと思っております。ただ、まだはっきりしたものを描けない段階では、やはり屋根をつければ放射能も低減化できる、そして時間も長くできるのではないかと、そういうことを考えました。学校だけで使う、学校のプールといっ

ても村の財産ですので、できれば村民の方にも利用していただけるようなプールにするのがいいのではないかという考えのもとに進めてきたところでございます。

以上です。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） これより午前11時20分まで休憩いたします。

（午前11時01分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午前11時20分）

○議長（鈴木宏始君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 時間の関係がありますので、あと村民プールについてもう1点、教育委員長にお伺いしたいと思います。教育委員会が進めてきた今のあの崩壊したところの体育館のわきの敷地なんです。それについての地盤調査をした会社のこととか、それから私がある工学博士に聞きましたら、豆腐の上に乗っかっているようなものだと、体育館もプールもよくこれで確認審査が下りましたねと私言われたんですが、当時はあの姉齒事件がなかったの、割合そういう耐震の問題は厳しくなかったと思うんですが。ただ、あとこういった村の発行している西郷村ハザードマップ、これ危険地域を知らせるんですが、地震、土砂災害、洪水、氾濫、まさに白地であればよかったんですが、今度村民プールをつくらうとしていたところ、今言ったように豆腐の上だということも含めて、この村がつくったハザードマップの中では全壊率が3%未満の地域になっているんですね。こういったこともすべて教育委員会としては把握をしてから、あの場所で結構ですという結論を出したんですか。確認しておきます。

○議長（鈴木宏始君） 教育委員長、菊池千代子君。

○教育委員長（菊池千代子君） お答えいたします。

ハザードマップは私も見ておりました。それから、その地質調査というんですか、それについては安全だという検査結果を、中にこうコンクリートの支柱とか何かで補強すれば大丈夫であるという検査結果も聞いております。その上で私たちが考えましたのは、子どもって、例えば中学生、3年経ったらだれもいなくなっちゃうんです。この間、ただでさえ今子どもたちは不自由な生活を強いられております。ですから、何とか早くできないものだろうかということがまず第一にありました。それで調査結果を信用しましてそこに、今の位置からちょっとずらすようにはなると思うんですけども、補強しながら屋根をつけたプールをつくっていくという方向を選んだわけです。

以上でございます。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 残念というか、教育委員会がその程度の見解であの場所を了解

したということであれば、甚だ教育委員会の審議そのものが疑わしくなってしまう。村のハザードマップに危険地域になっていて、ましてや工学博士が言うように、あの地盤層がそういう粘性とか、それから非常にやわらかい砂質岩ですかね、水を含んだ、液状化もするだろうと。そして盛土がされていて7メートルぐらいの盛土もされているんだと。そこに支柱を立てるから安全だと。教育委員長、ご自分の家がもしそういう地盤が悪くて建物が壊れたと。そこに17メートルの杭を打ってそこに家をつくりませんか。そこに自分のお孫さんと子どもさんを安心して住まわすことができますか。私は、村長が言ったからとか教育長が言ったじゃなくて、真に教育委員長が子どもにとってそこが一番安全だ、自分の目で確かめて、そして決めていくのが私は教育委員長の役職だと思っておりますし、私たち議会の中ではまきば保育園の前の7,500坪という平坦地の家畜改良センターの宿舎のわき、本当にいい場所があるんですが、あそこにトータル的なあのプールとか村民の憩いの場とかインドアパーク、これも今本当に遅れていますけれども、そういうものをまとめて村民みんなが集まって、そこで気楽にいける、階段もあんな急な階段を上らなくてもいいところにつくったらいいだろうというのが我々の意見だった。ただし、村長はそこへ進めると。しかし、だれも議会の中で賛否をとったわけではないんです。とらないで村長は私はこれをやめると言ったわけですから。我々はそう思っています。ただ、時間的なものがあるので、教育委員長、これからですね、いじめの問題も含めてさまざまあります。頭がいい方なんですから、もっともっと本当に勉強しながら、現実を見て前へ進んでいただきたいと心からお願いを申し上げまして、教育委員長に対する質問は終わります。

それから最後になりますが、西郷村議会では村民プールをつくるということについて反対している方はいません。要はやはり子どもたちが安心・安全、そしてお年寄りが安心して、そしてまた健康増進できる、そういうものをつくるべきだということで進めているわけでございます。実際に、最後に申し上げますけれども、放射能の問題についても賠償の審議会が今度できました。3月定例議会で全会一致で条例ができたんです。これも半年過ぎても全く村長は立ち上げできない。担当課長に聞いたら、村長が待っているとやうからできないんです、こういう話。そして、4月に今度はインドアパーク、子どもたちが屋内で遊べる場所をつくるということで、あの岩瀬郡の川田県議にもお願いして、力をかしていただいて3,300万円の3分の2の補助金をもらいました。それもまだ4月から半年以上過ぎたのにまだオープンできない。白河市ではもう2か所オープンしています。これが今の村の執行体制です。執行力です。何を言っても我々議会は議決権しかありませんから、我々が執行権があるのならもっともっと我々は一生懸命執行します。しかし、議会は議会の執行権はありませんからこれしかできない。そのことも十分踏まえて、教育委員長もインドアパークが一日も早くオープンできるように村長のほうに働きかけていただきたいと、本当に強くお願いを申し上げます。以上で村民プールについての質問は終わります。

次に、キョロロン村の問題について質問をさせていただきます。家族旅行村の問題でございますが、議会は家族旅行村指定管理業務に関する特別委員会を設置しまして、

この家族旅行村の運営状況について審議をし、また、参考人からも意見を聞いて調査をしてまいりました。その結果、西郷観光株式会社は除草剤や肥料代の不当利得を行ったり、作業写真の使い回しや不正な写真を撮ったりということを行ってきたということが明らかになりました。そして、そういった作業をしないにもかかわらず、村にその作業をしたというその報告を出して、そのお金を会社の利益としていたということがはっきりしたわけであります。そして、この西郷観光株式会社は、この村の委託を受けているにもかかわらず、作業日誌をつけていなかったと。だから、全く会社の体をなしていなかったというのが実情でありますし、そしてまた事実、村の聞き取りによりますと、収支もでたらめだったというようなことも認めております。そして、このようなことは、村と西郷観光株式会社がいわゆる指定管理の協定を結んだその協定違反になるというふうに思っております。西郷村家族旅行村の管理に関する基本協定書の第5条、「業務の実施」とありまして、「乙（西郷観光株式会社）は、本協定、条例及び関係法令等のほか、募集要項及び公募時に提出した事業計画に沿って管理運営業務を実施するものとする。」となっております。しかし、これを実施していなかったというのが管理業務違反であると思えます。この問題について、監査委員としてどのように現在まで監査し、また、その対応をしてきたのかについてお伺いしたいと思えます。

○議長（鈴木宏始君） 代表監査委員。

○代表監査委員（鈴木光明君） お答えします。

今質問の内容なんですが、どのような監査をやっていたかということですか。（不規則発言あり）ですから、たしか前回もお話ししたと思うんですが、西郷観光株式会社内の監査ですね。というのは今おっしゃいました資料とか、そういったものの帳票チェック等はやっていません。それで結局、じゃ何をやったのかというと、今たしか指定管理料として約3,000万円ぐらい委託料を支払っているんですが、その指定管理料の算定基礎を担当課から聞いて、その先はちょっと細かくはやっていません。ですから、この際ちょっと、ついでで申しわけないんですが、もう早くこの方向性をですね、毎年私も同じような問題で頓挫しているというのを非常に心苦しく思っていますので、今回特別委員会というのを設定されたわけですから、早くちょっと方向性を出していただかないとまた同じような問題が発生しますので、その辺のところをよろしく議員にお願いしたいと思います。これでいいですか。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） この問題については、3月定例議会から6月定例議会、今回ということになっていまして、村の監査委員としては村のいわゆる税金ですね、この支出行為が妥当であるかどうかであるかと、そしてその法令にのっとっているかということ監査しなきゃならない。監査してそれをしなきゃならない。ところが、これだけ議会の中で、6月定例議会の委員長報告を申し上げますか。村は、西郷観光株式会社が指定管理者として、地方自治法及び西郷村条例に照らして適当であるか否かを詳細に精査し、その結果を議会に報告すること。これ委員長が言っているんです。全くこ

れが出てきておりません。監査委員も監査していない。じゃ、この不当な支出行為についてはだれが調べるんですか。監査委員は帳簿も見られます。領収証も見られます。しかし、我々議会は表だけの、いわゆる表面だけしか見られないんです。それは監査委員の仕事じゃないんですか。

○議長（鈴木宏始君） 代表監査委員。

○代表監査委員（鈴木光明君） お答えします。

監査委員というのは何をやっているのかというようなことなんですが、要は家族旅行村が創業来、これは通例と言っては申しわけないんですが、西郷観光には立派な監査委員もいるというようなことで、それに準じていたという嫌いが多少あります。大分あります。ですから、確かに何千万円という金が流れているわけですから、やっぱり当然、今後監査も必要なのかなとは個人的に思っています。足りないですか。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） こんな馬鹿な私でも、明らかに村の協定違反をしている、不当な支出をしている。そして、監査委員は指定管理業者の選定委員になっていますね。選定委員なら当然その指定管理の申請書というのを見えていますね。実際にその指定申請書と事実行為が現在違っているんですが、そのことを確認していますか、毎回。

○議長（鈴木宏始君） 代表監査委員。

○代表監査委員（鈴木光明君） 反省を込めて、やっぱりそこまで言われるとそれだけ精査はやっていません。ただ、やっぱり私が指定管理委員というのもおかしい話で、監査委員が指定管理委員というのはおかしいので、今ちょっと総務課のほうに私のかわりを申請しております。ただ、指定管理委員といいますけれども、要するに選定ですから、複数の会社をやってそれで甲乙をつけるべきなんですが、残念ながら今公募しても手が挙がらないというような状況で、ほとんど西郷観光オンリーというような形でやっていることにちょっと問題があるのかなとも、反省を込めて思っています。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 本当に茶番劇というか、いわゆる代表監査委員が、私が選定委員をやっているのはおかしいことだから別の人を頼んでいるんだということは、じゃ村長がおかしいんですね。そうですね。要するに鈴木監査委員に選定委員を頼んでいるんですから、村長が、頼んだほうがおかしいんでしょう。そして、村長が社長をやっている西郷観光もおかしいと。みんなおかしいんじゃないですか、これ。監査委員ね、私ちょっと調べただけですぐわかったことなんですが、例えば指定管理者になるためには、条例で村に指定管理者になりたいということでの申請書を出しますね。会社の内容を書いたり、こういう書類を見ていないですか。選定委員会でこの書類を見ないんですか。「西郷村公の施設における指定管理の指定の手続に関する条例第3条の規定により、指定管理者の指定を受けたいので申請します」という書類を見ていないんですか、指定管理委員は。見ていなかったら見ていなかったで結構ですから。

○議長（鈴木宏始君） 代表監査委員。

○代表監査委員（鈴木光明君） お答えします。

ちょっと前のことなので記憶が定かじゃないんですが、申請書というのは自分からは出していません。ただ、依頼されたということは間違いありません。その程度です。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） これが実態ですね。家族旅行村の運営に関する村長、監査委員、または社長、税金を使うのにこういうずさんなことをやってきたんです。例えばね、今回私、おもしろくて笑っちゃったんですけども、今回、村の商工観光課長が一生懸命になって社長に聞き取りに行ったんです、内容について。そうしたら、社長こう言っているんですよ。結局、指定管理でやるべきことをやらなかった。そして、うその報告を書いたのは、その原因としては作業日誌を記帳する習慣がなかったために計算できず、収支報告書が弊害になり、弊害ですよ、偽りの記載をしていましたと、こう言っているんですね。これは平成24年8月24日に課長が須藤社長に聞いた回答です。作業日誌を記帳する習慣がなかった。指定管理業務という、いわゆる村の業務を請け負う会社が作業日誌を書かないで村に業務報告を出したと。例えば建設課のほうで発注した工事をですよ、舗装工事を発注しました。全然写真も撮っていないし、中も調べてもないし、ただめくら判的に前やった工事のやつを出したということと一緒に通っていたんです、今まで、西郷観光は。

ところが、ここからが重要なことなんです。この作業日誌をつける習慣がなかったと言っていますけれども、選定委員の鈴木さん、これ平成18年の指定管理にお願いしますという、指定管理者の指定を受けたいので申請しますという書類の中にこういう文言が入っているんです。これは代表者が佐藤正博村長です。正博さんという方です。こういうことが書いてあるんです。いいですか。今、日誌をつける習慣がなかったと社長言っていますけれども、ここにこう言っているんです。「日常的な管理に関する対応策として、施設維持管理マニュアルを作成します。上記維持管理マニュアルは、村が管理を行ってきたノウハウを最大限生かすとともに、必要なアドバイスを受けます。」と言っている。そして最後に3つ目、「業務日報の作成を義務づけます。」。義務づけると書いてあるんです、平成18年の申請書に。この業務日報の作成を義務づけると言っているながら、平成24年の社長の答弁がですよ、ここで言っているのは作業日誌を記帳する習慣がなかった。どういうことなんですか、これ。村の指定管理料のお金をどういうふうに考えているんですか。みんな村民の税金ですよ、1円でも1万円でも。

そして、ずさんにやってきて、これはっきり申し上げますが、西郷観光株式会社をやめたある社員が言っていました。「私はどこでも行きます。裁判所でも警察でも行きます」と。実際、私が見たところ、管理に30万円ぐらいしかかかっていないんじゃないですか。やることをやっていないですもの。いいですか、例えば単純に言いますけれども、除草剤は買ってない、肥料は買ってない。毎年毎年やっています。例えば平成18年度、この管理業務毎積算額ですが、この中に村が除草として除草管理37万1,844円、施肥、肥料ですね、年1回、これは市町村も年1回です。45万720円、合計で85万円ぐらいの年1回の除草と施肥をとっているんです。

これを全くやっていないと認めているんですよ、西郷観光株式会社が。この金はどうしたんですかと言ったら、利益が出たものは会社の利益にしていたと言うんです。こんなことを監査委員が知っていて、監査委員どうですか。こういう支出が認められますか。我々はこれから平成23年度の決算認定になります。認定できないですよ、こんなことでは。監査委員、いかがですか、これ。そういった日誌の問題も含めて。

○議長（鈴木宏始君） 代表監査委員。

○代表監査委員（鈴木光明君） 今本当にお聞きして、もう啞然としているというよりもあきれ返っちゃっているんですけども、実際私たちはちょっと信じられないことが行われているというのをもう正直感じるんですけども。また、そういう状態であれば、やはり西郷観光株式会社に監査委員とかいろいろ役員もいらっしゃるんですが、これからいろいろ一般財源からお金も流れていくだろうし、やはり細かく監査していく必要があるんじゃないかと、これは村長にもちょっとご了解を得て、（不規則発言あり）そう思っています。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） お先に知っているんです、監査委員。お先に知っていて、監査委員はこの問題についてもう3月の段階でわかっているわけですから、やはりそのような疑惑とか問題点があれば、自発的に監査委員がこの問題について調べなきゃならない。そして、ましてや自分は選定委員でしょう。ならば、きめ細かい精査をするべきだったし、また、特別委員会の委員長が精査しなさいと言っているんですよ。それを全く無視してきたんです、結果的にですね。そして、今言いましたけれども、施肥が85万円ぐらいだけでも、そのほかに草刈りと称して芝生広場、あのねころんぼ広場かもしれないですけども、あれだって103万3,000円、その他の芝78万8,000円、吹き芝、これ土手みたいですが71万1,000円、下草29万2,320円かかっているんです。剪定が65万1,000円、それでこの剪定の一般管理費が49万3,000円ですよ。それであと、園内のごみ拾い、日常業務で144万円です、これ、別にして。こういった金を使っていながら、これについての業務報告も全くしないし、うその写真を撮ってそれを報告書に出したり、また、観光課長、答弁要りませんけれども、私が調べているとちゃぼランドの前の作業をやっている写真があるんですよ。ちゃぼランドの前というのは、西郷観光株式会社の要するに所有の掃除であって、指定管理で委託している場所ではないんです。そういう場所の写真がいっぱいあるんです、実際に。そのぐらいずさんに、また、実際している方々もどこからどこまでが指定管理の仕事で、どこからどこまでが西郷観光株式会社のものかというのがわかっていないんですよ。わからないでやっているんです。これが現実です。

そして結果的に、私も連休も行きましてし、後も行きました。タンポポが生えて雑草が生えて、もう芝生というよりも雑草ですね。村長はそれを芝刈れば緑になるからいいだろう、青々としていればいいんだという答弁ですけども、私、問題なのは、そのずさんな仕事をやってきた会社は、須藤社長は今です。その前の社長は佐藤正博

さんなんです。自分で発注して、自分で受けてそういうことをやっているんです。自分の金ならいいです。我々もいいんです、民間の会社だったら。ただ、村民のなけなしの貴重な税金を集めて、また、介護保険料も上がった、村県民税も上がった、みんな大変、消費税も上がる。こういう苦しい中で捻出している税金を、そのようにずさんな管理をして執行したら村民は納得しますか。それを食い止めるのは、監査委員がしっかりとやっぱり監査の目を持ってやるべき仕事じゃないんですか。我々議会議員は、そういったものがやはり村民に対して説明責任を持って説明できるように監視をし、そして執行部を批判し、やることが地方自治法で載っている議会の役目なんです。だから、このようなことの本社であれば、第244条の2の第1項ですか、この西郷観光株式会社に対する指定の取り消し、これも視野に入れてしっかりやらなきゃならないんじゃないですか。そのときに委託者である村長が入ってはおかしいんです。受託者であるのが村長なんですから。第三者が入らなきゃならない。これは私は根っこが深いと思うんです。

例えば、監査委員、こういう問題もあるんですよ。去年の11月9日、そして11日にかけて西郷観光株式会社の役員研修をやっているんです。行った先が大分県九重町で、福島空港から大阪伊丹空港へ行って、大宰府天満宮、そして九州国立博物館見学研修、それで宿泊地、別府温泉ホテル山水館。次の日がホテルを出て、研修先、九重町役場、観光資源と観光行政についてということで、九重“夢”大吊橋を見ているんですね。そして黒川温泉に泊まってきているんですね。そして、次の日の11日には出発して阿蘇周辺の観光施設見学、それで福島空港から伊丹空港へ来ているんですね。この西郷観光株式会社の役員研修です。

ここに問題なのが、当時の藤田商工観光課長、そして役場建設課主幹の高橋さんの2名が行っているんです。受託者と委託者である会社の役員と一緒に村長である社長も行っている。監査委員である2名も行っているんです。支配人も行って監査委員も行っている。このときに村はいわゆる支出行為、支出命令書を出したんです。お金ですね。そのほかに聞きましたら、1人13万2,900円、これ2名だと24万4,000円ですか、これについて支出そのものが本当に妥当なのかと。私も観光課に聞きました。これは西郷観光株式会社から役場のほうにどうこうしてくれという話が来たのか、書類あるのかと言ったら、ないと言うんですよ。では、だれがどうやって人間を決めて、だれが行ってきたんだと。議会でだれもわからないと思いますよ、こんなのは。そして、総務課長に聞いたんですよ。この支出された24万円何がしの支出命令書はわかったと。じゃ領収証はあるのかと言ったら、領収証はないと言うんです。これどうですか、監査委員。こういう旅行も旅行、ずさん、そして支出行為もずさん。これどう思います。啞然として答弁できないかもしれないけれども。

○議長（鈴木宏始君） ちょっと待ってください。16番室井清男君が着席しました。

代表監査委員。

○代表監査委員（鈴木光明君） お答えします。

大変漠然とした返事でまことに申しわけないんですが、はっきり今、佐藤議員から

伺っていますと、まさにこんなことがあっていいのかと。はっきり言ってあきれ返っているというような状況で。ただ、今西郷観光は、村民の健康増進をモットーに営業しておるわけです。ですから、ちょっとその辺のところもいろいろ精査させていただいて、村長さんとも担当課ともいろいろこれからどうやって持っていくかということのを再構築するべきだと思っています。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 私は感情論じゃなくて、法令、条例、協定に違反しているんです。違反した場合には、いわゆる条例によって取り消しをなさいとなっているんです。そしてまた、町村会の回答書としても来ているんですね。町村会のほうから、この問題についてこういう場合はどうですかということで話をしましたら、こういう怠慢な事務関係をやってきた村の職員には、地方公務員法第29条の懲戒の対象になり得ますよと言っているんです。県の町村会の弁護士さんです。あと、管理業務の委託料については返還を求めることは可能だと、そう言っているんですね。それから、虚偽の内容、虚偽の報告について、やはりこれについては指定管理の取り消し、または期間を定めて業務の全部または一部の停止を命ずべきだと言っているんです。今、代表監査委員は村長と相談してと。村長がやっているんです。このようなことを、虚偽の報告を、社長ですから。虚偽報告者と相談して何をするんですか。こんなこと通るわけないでしょう。村民はみんなこれ聞いていますよ、恐らく今日は。インターネットで見えていますし。

だから、私はこの問題について、監査委員も長きにわたっていますから、監査委員がしっかりとその責任ということでやっていただきたい。責任を持って。それと議会の選出の監査委員、一体議会の監査委員は何をやったんですか。議会選出の徳田監査委員は何をやったんですか、今まで。議会の3月定例会、6月定例会でまた再度選ばれました。その3か月間では何をやったんですか。議会特別委員会をつくってこれだけの問題をやって、本人も委員じゃないですか。特別委員会の委員。監査委員がそんなことわかったら、当然是正するように調査をしなきゃならなかった。やらないんです。村長を守るためかどうかわからないけれども。守るべきは村民なんですよ。村の行政なんです。そのことを履き違えているから、こういう問題が出てくるんですよ。私はこれで憎まれますよ、村長にも憎まれ、他にもいるかもしれない。だけれども私は言います、議員ですから。先日、私が帰ろうと思って1階の下駄箱に行った。私の靴ないんですよ。特別委員会が終わった後ですかね、靴が中に入っていないんです。事務局を呼んで探してもらったら、下駄箱の一番下の名前の書いてないところに入っていたんです。私もいじめに遭っているんです。教育長、教育委員長、何とかしてください、これ。

だから、このようにこういうずさんな行政をやっていたんでは村民の信頼も得られないし、こんなことを見過ごしていたら、西郷村議会そのものも村民から全員議員をやめろとなりますよ、これは。だから監査委員、我々ができないことを代表監査委員はできるんですから。また、我々も場合によっては決算認定の議案のときに審議して、

100条委員会も視野に入れてこれは執行部を責めていく。そして村長も意見があるならば、全員協議会を開いて自分の言いたいことを言ってください。

以上、時間ですから私の一般質問を終わります。

(「議長、議事進行について」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 16番室井清男君。

○16番(室井清男君) これは議長に特にお願いを申し上げておきますが、今、代表監査委員からも甲子観光というものが健康増進のためにあるんだと。それに役に立っているんだということを、6月定例会でも村長はそのようなことを言っているんですよ。だが、その審議の中ですら、健康増進のためにあるんだという甲子観光、ちゃぼランド、キョロロン村全部含めてですが、あるんだと言うならば、当然これはもう健康保険会計だとかそういう上にあらわれてこなくちゃならないですよ。それが何もあらわれてこない。あらわれてこないで、ここにキョロロン村、ちゃぼランドというものが健康増進のためにあるんだということでございますから、議長からその辺を執行部の中でもって意見の統一をしていただいて、健康増進のためにあるちゃぼランド、キョロロン村がこういうところにその成果があらわれているんだということをあらわしてもらいたいことを、議長から特に執行部のほうに申し上げていただきたいと思います。それで、その成果を出していただきたいと思います。

以上です。

○議長(鈴木宏始君) 16番室井清男君の議事進行発言に対しまして、しかるべく議長によって計らっていきます。

◎休憩の宣告

○議長(鈴木宏始君) 15番佐藤富男君の一般質問は終わりました。これより午後1時まで休憩いたします。

(午前11時58分)

◎再開の宣告

○議長(鈴木宏始君) 再開いたします。

(午後0時59分)

○議長(鈴木宏始君) 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

通告第2、5番金田裕二君の一般質問を許します。5番金田裕二君。

◇5番 金田裕二君

1. 当村における学校教育、社会教育について
2. 農産物の放射線検査について（米穀と一般野菜、山菜等）
3. 村長は知事の欧州視察に町村会長として同行されましたが、その感想と、今後の村政に対する活用について

○5番（金田裕二君） 5番金田裕二です。通告順に従い一般質問をさせていただきます。最初に、一般質問の通告書の中で訂正をお願いいたします。1ページの一番下から2行目の数字でございます。4,000トンという記載がありますが、これは正確に言いますと500ベクレル以上が4,000トン、100ベクレル以上は1万6,000トンでございます。

それでは質問させていただきます。質問の1番目、当村における学校教育、社会教育について伺います。8月18日に山梨県で開かれた第43回全国中学校ソフトテニス大会女子個人戦において、西一中、鈴木・小山組が約30年ぶりに優勝、そして3月にも第25回ミズノカップ全国ジュニア選抜ソフトテニス大会や第23回都道府県対抗全日本中学生ソフトテニス大会でも優勝と、3Vでございました。今回の全国大会では、一中が男女個人、女子団体、西二中也男女個人、男女団体が出場し、しかも善戦するという今までにない快挙であります。まさにテニス王国の復活であります。選手諸君と学校をはじめ、指導者、ご父兄にエールを送ります。ところで、西一中で予定されている校庭拡張工事により、テニスの練習等に支障は出ませんか。その点についてまずお伺いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） 5番金田議員のご質問にお答えいたします。

西一中のテニスコートの件でございますが、議員にご心配いただいておりますこのテニスコート、支障がないかということにつきましては、現在テニスコート、河川工事に伴う移転でございましたけれども、西郷一中の整備計画の中で進めさせていただいております。テニスコートをつくるに当たりましては、体育館東側の河川沿いに設置する、そういう計画でございますので、設置完了後に現在のテニスコートを取り壊ししたいと思っておりますので、支障なく進めさせていただきたいと思っております。ご理解いただきます。

○議長（鈴木宏始君） 5番金田裕二君の再質問を許します。

○5番（金田裕二君） 新たなテニスコートが完成の後に現在のテニスコートを解体するということでございますので、安心しております。さらに伝統が続くように、リトルも含めてそういったバックアップ等の支援策について伺います。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） ご質問にお答えいたします。

バックアップ等のことでございます。議会のご理解もいただきまして学校の子どもたちが大会に出場する、あるいは地域のスポーツ活動の中で大会に参加する、そういうことにつきましては、学校の子どもたちの活躍、お話しありましたとおりのような

努力をして頑張っていたいただいておりますが、決まりに基づきまして補助をしているところがございます。スポーツ競技大会出場補助金交付要綱（西郷村補助金等の交付等に関する規則）、こういうものがございまして、これに基づきまして大会出場に伴う経費の補助をしているところがございます。補助の対象になる大会等が細かく決められていますので、それにのっとって補助をさせていただいているところがございます。リトルのという話がございましたが、このリトルという意味、ちょっとつかみ切れずにおりましたが、リトルリーグ等でございますか。（不規則発言あり）小学生とか子どもたちという意味ですね。そのことにつきましても、交付規則、それから交付要綱、そういうことの中で取り扱わせていただきますので、よろしくご理解をお願いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 5番金田裕二君。

○5番（金田裕二君） 私も以前、中学校のPTAの関連でいろいろ全国大会に高知のほうやら宮崎のほうと一緒に同行した経緯がございます。これからもそういったことで毎年のように全国大会に行って、しかも「にしごう」と呼んでいただけるように、その地名を全国にアピールしていただきたいなというふうに思っております。以前、九州の大会で宮崎に行ったときは、関係者も何も放送するのはみんな「さいごう」第一中学校なんていうことだったものですから、だんだんとそういう効果があらわれてくるものを期待しております。これからもバックアップをよろしく申し上げます。

次に、8月26日に猪苗代湖から会津若松までを会場に第14回「うつくしまトライアスロン in あいづ」が開催され、当村から男女3名が出場しました。3時間に及ぶ過酷な鉄人レースに県内外から約500名が、しかも36度の猛暑の中、汗を流しました。私も、友人が昨年に引き続き出場したので応援に行ってきましたが、彼は60歳以上の部で2位と健闘し、同級生とは思えない頑張りに脱帽いたしました。さて、当村でも村営プールで何度かトライアスロンの指導者を招いて講習会を開催されました。やっと選手が育成されてきた段階であります。このたびのプール建設断念はまことに残念であります。早期に新たな対応をお願いしたいが、概算のめどはいつごろに新たなプールができるのか、考えられているのか、それについてお伺いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） お答えいたします。

トライアスロンの会津大会のお話ございました。お話しありましたように、西郷村から3名の方が出場しまして、猛暑の中、本当に見事に完走されたことを新聞記事で伺っております。また、村民プールを使つてのトライアスロン教室のお話しございましたとおり、過去3回、平成18年度から開催してきたところがございます。そういう中でのプールのお話ございました。屋内プールにつきましては、この議会の折にも再三ご説明を申し上げたりして、何とかつくりたいというお話をしてきたところでありましたが、残念でございますけれども、今回つくることはできませんでした。この後、放射線の影響のことなども考えながら、安全で安心した子どもた

ちから高齢者まで楽しめて、そして健康づくり、体力づくりができる施設は何としても必要だと考えております。今回のことをまた教訓に、村民プール建築には今回の計画では4億5,000万円ほどの多額の予算をお願いしてのことでありましたので、またよりよい補助金等を検討しながら、いろんなところと協議をしたりご指導をいただく中で一刻も早くプールをつくっていきたい。期日をいつとはここでは直接申せませんが、一刻も早くつくっていただくようお願いする、そういうことでおりますので、よろしく今後ともお願いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 5番金田裕二君。

○5番（金田裕二君） 新たなスタートでございますので、一日も早く願うものでございます。村民プールには、今回の新たな村民プールのほかに私どもの追原集落の中にも一つあります。それも村民プールでございます。そちらのほうも昨年、今年と2年続いて利用できなかったわけなんです、来年こそは使わせてみたいという気がございます。来年は使えるのかどうか、それについてもあわせてお願いします。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） お答えいたします。

追原にございます水泳プールのことでございますが、来年どうなのだというご質問でございます。追原の村民水泳プールのことにつきましては、除染のことで水槽に沈殿しております汚泥、これを今年度5月だったと思っておりますが除染をいたしまして、その除染したものは鉄製のドラム缶に入れて保管という状態で今ございます。追原にあります村民水泳プールは築30年以上経過しております。プールサイド、ろ過器、そういうことが老朽化しているという状況でございます。利用の状況や管理面も含めまして、今後地元の区長さんをはじめ、区民の皆様方、子ども育成会の皆様方など関係者の方々といろいろ相談をさせていただきまして、次年度のことを考えてまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 5番金田裕二君。

○5番（金田裕二君） 来年こそは子どもの歓声が聞けるのを楽しみにしております。プールの案件につきましてはまだまだあるわけなんです、詳細について次の同僚議員の中にもございますので、その方に託します。

次に2番目、毎日マスコミをにぎわせているいじめ問題について質問いたします。滋賀県大津市の中学生の自殺問題で3人の中学生が県警の事情聴取を受け、国内教育界は対応に苦慮され、1週間前の5日には、文科省がいじめの事態に即し、児童・生徒の出席停止の措置も考慮するように通知したという報道がありました。最近でも札幌や全国各地でそういった事例が出ております。さて、いじめ問題はかなり以前からあり、私自身も小学生のころいじめられた記憶があります。今でもいじめられているのかもしれませんが。当村での過去、10年前頃と比較して現在、小中学校ごとのいじめ発生件数、そしてその原因等についてお伺いします。今朝の新聞だったですか、文科省の調査では昨年の小中高生の自殺者は全国で200名、いじめの件数は3年連続で7万件を超えるという発表がありました。福島県は何か下から2番目ぐらいで、発

生件数が少ないというふうにも記載がありましたけれども、当村での状況をお知らせください。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） お答えいたします。

いじめ問題のことです。お話しありましたように、報道が続いておりまして、非常に緊張感を持って対応しているところでございます。今後もそのような態度で臨みたいというふうに思っております。今朝ほどの新聞も私も読みました。問題傾向についての調査、前年度のものでございますが、発表になりました。その中でお話しありましたように、自殺が200人、そのうちいじめに関連しての自殺4名ということでございました。西郷村での現況ということでございますが、本年度8月までに教育委員会が把握したいじめ件数は、小学校で1件、中学校で1件、合計2件でございました。これは昨年度の小学校のゼロ件、中学校での4件、合計4件のいじめ認知ケースと多少減少している、そういう状況でございます。平成18年度の小学校3件、中学校ゼロ件、合計3件と比較しても同様であると思っております。そして、いじめの原因といたしましては、なかなかこれは難しい部分を含んでいますが、結局のところ人間関係、ここがあってのいじめというふうに思っています。この人間関係は、小学生から中学生に発達していく発達段階を追うごとに人間関係が広がっていく、深くなっていくわけでありまして、そういう視点でとらえる必要があるというふうにも思っています。学級や部活動とか、いろんなところでこの人間関係をする上でどうしてもトラブルが起きてくる、それがいじめということの姿にもなると、そういうことなのかというふうに思っています。

大津の中学校の事件を踏まえまして、新たに実は詳細なことでもささいなことでもいじめとして書くという、そういう視点での調査を再度今行っているところでございます。確定ではなくて今途中でございますが、現在集計したところでは、小学校で32件、中学校で1件というふうになっていますので、いじめのとらえ方、そのことが非常に大事なこととなってきます。ちなみに、いじめのとらえ方は、いじめの定義というのがございまして、人間関係の中でそういうことが起きる、そういう中で心理的、物理的にいじめと感じたもの、精神的に苦痛を伴ったものにつきましては、いじめというふうにするという定義がございまして、小学校の低学年などでは、例えばちょっと悪口を言われたことなどを含めてみんないじめというとらえ方をします。しかし、そのことが本当は何か大きな問題も含んでいる可能性もありますので、そういうことも大事にして考えていくので、ささいなことでもという調査を今後も大事にしていきたいというふうに考えております。

○議長（鈴木宏始君） 5番金田裕二君。

○5番（金田裕二君） 現在は、いじめの案件は横ばいよりも減少傾向というふうなとらえと聞きました。そういった減らしていく努力、解決の対応策、こんなことをやったらこんなふう減ってきたんだというふうなものも、結果としてあらわれてきたのかなというふうに思っておりますが、その点についてもう一度お願いします。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） お答えいたします。

対応策ということになるかと思えます。学校におきましては、先ほど申し上げましたように、聞き取り調査、アンケートなど含めて実施をしまして、まず把握することが非常に大事なものですから、このようなことから学校にお願いしております。学校でも行っております。職員全体の共通理解を図り、保護者との連携などをしながら、把握をした上でどのようにしていくかを考えて対応していくこととなります。できるだけ迅速な対応が必要ということになりますので、あらゆる方法を取りながら迅速に進めてまいります。現在では、おかげさまでスクールカウンセラーが中学校、そして小学校には心の教室相談員を含めまして配置させていただいております。さらに本年度はソーシャルワーカーも配置させていただいておりますので、このような方々に活動していただきながら、全力を挙げていじめ問題等に対応してまいりたいというふうに思っているところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 5番金田裕二君。

○5番（金田裕二君） 昔PTAに携わっていた頃、いじめっ子が突然いじめられる側になって、不登校が続いて苦慮した経過がありました。現在の不登校児童・生徒数の推移、また、その原因などについてわかる範囲でお伺いします。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） お答えいたします。

不登校のことです。不登校の状況に不幸な中でなっているという事例が全国に数多くございます。そういう中で、いじめ、不登校の原因がいじめだということも、これも確かにおっしゃっていただきましたようにありますので、この不登校といじめというのは、両方関連づけながら大事に扱っていかねばならない案件というふうに思っております。現在、不登校児童・生徒、本村におきましては小学校ではございませんが、中学校では3名ございます。これは昨年度と比較すると減少しております。半分の数になっているというふうに思っています。不登校の原因というお話がございましたが、学校生活における、あるいは家庭における、あるいは本人のとか複合的、それもそういうことを含めて原因はさまざまでございます。西郷村の場合を考えますと、学校生活における問題として考えたほうが良いという子どもが1名ございます。本人の問題というふうにとらえられるということの例が2名ございます。学校におきましては、職員会議、生徒指導、協議会など全校を挙げてこのことに従前から取り組んできておりますし、必要に応じてケース会議といたしまして、その事例を固有名詞を出しながら本気で取り組む、そういう会議を開催したりしております。きめ細かな対応を行うことによりまして不登校児童・生徒の減少につなげていく、そういうことをしております。また、学校だけでは解決できない案件もありますので、家庭や関係機関などいろんなところと連携しながら、この問題には真剣に対応してまいりたいというふうに思っているところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 5番金田裕二君。

○5番（金田裕二君） 現在は、不登校は中学生で3名というふうな話がありました。学校には来ているんだけど、教室には行かないという生徒が全国にかなりいるそうですね。何か保健室登校というんだそうです。真っすぐ学校へ来ると保健室に行っちゃう。それで真っすぐそこから家へ帰ると、そういったものも不登校の中に入っているのか、出席になっているのか、ちょっとわからないのでその辺もお聞かせください。先ほど教育長の中で、スクールアドバイザーとかソーシャルワーカーという話がありました。いじめ問題のアドバイザーということで、そういった方々の配置を今後どうされていくのかも含めてお願いしたいと思います。といいますのも、いじめられている子どもというのは、親にも言わない、先生にも言わない、兄弟にも言わない、だれにも話さないという事例が多いんですね。心配かけたくない、それで自分で閉じこもってしまう。そんなことから、そういったアドバイザーの方にこれから多く相談に乗っていただきたいなというのがあります。その件についてお伺いします。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） 不登校の子どもたちの中には、先ほど申し上げましたように、理由もさまざま、それからケースもさまざま、症状もさまざまでございます。そういう中にありまして、不登校解消の努力をしまして学校に行けるようになっている子どももでございます。しかし、その状況は申し上げましたとおりでありますので、真っすぐ教室に戻って学級の友達と一緒に学習等をするのできる子どもさんもおれば、学校には戻ってきましたが学級には入れないとか、さまざまなケースがございます。議員おっしゃっていただきましたように、保健室でその対応をすることになった子どもさん、あるいは学級以外の学習室を学校に設けて、そういう場所で学習や生活をしている子どもさんなどがございます。現在のところは、中学生で男子1名、女子3名、そういうお子さんがおいでになります。でも、学校までは来てくれるようになっている子どもさんですので、解消を目指してこの子どもさんたちのきめ細かい対応を今後まもりたいというふうに思っております。

また、いじめを含めてなかなか話さない部分もあるということも確かなことでございます。そのとおりであると思っております。そういう意味からすれば、専門の力を持った方、あるいは少し第三者的立場に立った方など、話しやすい傾向もあるというふうに思っておりますので、そういう方という意味でスクールカウンセラー、これを西郷一中、西郷二中に配置いたしまして、さらに心の教室相談員を西郷二中に配置し、川谷中学校にはその方が兼務でこの仕事をしていただいたり、あるいは今年度から先ほど申し上げたソーシャルワーカーの方に入らせていただきまして、全校くまなく対象にさせていただいてというふうに思っているところでございます。また、各小学校には相談員という方を配置させていただいておりますので、そういう方々の第三者的な、また専門力などを活用して、先ほど申し上げました対応をまもりたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきます。

○議長（鈴木宏始君） 5番金田裕二君。

○5番（金田裕二君） ただいまそういった専門の方々のご指導をいただく。確かに現在

そういったソーシャルワーカーとか、そういった専門職の方というのは少ないんですね。ですから、なかなか確保するのも容易ではないかなと思います。西郷村から不登校もゼロ、いじめもゼロという日が来るように、やはり学校ばかりじゃなくて地域全体が見守っていく必要が一番大きいのかなというふうに思います。その辺の道端や陰で、大体先生のいるところでいじめたりしませんから、どこかの陰でやられる事例が多いです。やはり目を配ってやらなくちゃならないと私も思っておりますので、以上でいじめ問題については終了させていただきます。

3番目に、日本の領土問題について。連日、韓国、中国の対応が強硬になり、目が離せない状況であります。国政レベルの質問ではなく、当村の小中学校の社会や歴史教育で、竹島、尖閣諸島、北方領土などいわゆる日本固有の領土問題について、当村採用の教科書についてはどのような記載になっているか、まず伺います。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） 領土問題のことでございます。なかなか難しい問題でございますが、にわかにかのところで、このことが報道等を通して出てまいりまして、私も報道を聞いたり読んだりしながら、難しい案件をどういうふうにと考えているところでございます。ご質問ありました教科書でどのように扱っているかということでございますが、教科書はご存じのとおり、学習指導要領に基づきまして検定を受けてつくっているものでございます。その教科書の中でございますが、本村で採択している教科書は東京書籍というところの教科書で、小学校、中学校とも採択、使用しております。これらの教科書におきまして、領土問題の記載についてはこれから申し上げますような内容になっております。

まず、小学校では、5年生の社会科、6年生の社会科で扱ってございます。内容は、「返還を待つ北方領土」、そういうような趣旨の中で書かれています。「北海道の北東に続く歯舞、色丹、国後、択捉の島々はもとから日本の領土です。ところが、70年ほど前に起きた太平洋戦争が終わって、ソビエト連邦が占領し、その後、ソビエト連邦を引き継いだロシア連邦が不法に占拠しています。」、こういう記述でございます。日本政府はこれらの島を返すように求めて交渉しているのはご存じのとおりです。北方領土が一日も早くというふうに思っている気持ちも、私もそのように思っております。6年生の社会科ですが、「まわりの国と日本」、一部抜粋しての形で申し上げますが、「ロシア連邦とは1956年に国交を回復しました。しかし、北方領土の返還が残されています。」。中をちょっと抜かさせていただきますが、「日本はまわりの国や他のアジアの国と友好関係を築きつつありますが、解決していかねばならない問題も数多く残されています。」。このような5年生、6年生の社会科の記述になっています。

中学校におきましては、中学校地理分野の中で取り扱いをしておりまして、「日本の国土と国境」というところでございます。一部抜かしていただきながら申し上げますが、「北海道根室沖の歯舞、色丹、国後、択捉は北方領土と呼ばれ、歴史的に日本の領土でした。しかし、第2次世界大戦後、旧ソ連に占領され、今でも返還交渉が続

いています。島根県沖の竹島は韓国もその領有を主張しています。沖縄県西方の尖閣諸島は、第2次世界大戦後、アメリカの統治下に置かれていましたが、沖縄返還とともに日本の領土に戻りました。しかし、中国もその領有を主張しています。」というふうに記載されておまして、小学校では北方領土、中学校では北方領土、そして竹島、尖閣諸島、こういう領土の記述になっているところがございます。以上のことから、文部科学省の見解と学習指導要領の趣旨に基づいた指導を採択教科書の記述に従って実際の授業の中では進めさせている、そういうこととなります。ご理解いただきます。

○議長（鈴木宏始君） 5番金田裕二君。

○5番（金田裕二君） 昨日、野田総理は尖閣諸島を地権者から20億5,000万円で用地を取得し、即日本の国の領土となったというふうに発表があり、中国もまた即反抗してまいりまして、我が福島県知事が上海便の早期就航を願って交渉に行ったはずが、面会謝絶というふうな状況にまで発展しております。韓国や中国では、子どもたちに戦時中の日本侵略や日本固有の領土に対して根拠のない歪曲した島の歴史を洗脳させていると報道しております。さて、当村の学習指導要領ではどの程度の指導内容になっているのか。教科書の中の記載だけなのか、それとも現況を踏まえて子どもたちがニュースを聞いてどれが正しいのか、それに日本固有の領土となったいきさつについても多少すべきなのかなというふうに思っておりますが、どのような指導をしておるかお伺いします。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） 西郷村において教科書、あるいは国の学習指導要領、これを受けてどのように実際はなされているんですかというお尋ねというふうにお聞きしました。お答えいたします。先ほど申し上げましたように、検定を受けた教科書でございます。それで、教科書を教えるのではなくて教科書で授業を進めるということで、その違いが微妙でございます。だから、教科書どおりということではないというふうに思っています。各学校では、年度初めを迎えるに当たって教育課程を作成しまして、それぞれの教科の年間指導計画等をつくります。そういう中において4月の学習をスタートさせます。今回のような、にわかにと先ほど申し上げましたが、こういう問題がクローズアップされたりしている中で、発達段階がございますので、そのことに対応できる学年におきましてその内容もそれぞれ対応させて、そして教科書を中心にしても、今起こっていることなどを各学校でそれぞれの先生がご指導していく場面、それはございます。そういう中で、領土について日本ということを改めて今問われていますので、そういうことを含めたことを指導の中で行われているというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 5番金田裕二君。

○5番（金田裕二君） 学習指導要領の中でも、確かにこの毎日目まぐるしく変わる状況、大変難しいことだと思っております。先般、野田総理は、香港の活動家の尖閣上陸に際して、日本の固有の領土についての政府見解として、沖縄県石垣市所属の尖閣諸島と島根県隠岐の島町所属の竹島について、日本が統治に至った経過等を踏まえ国民に

説明いたしました。我々もそれまでは詳しい経緯は知りませんでした。でも、総理がみずから言うんですから間違いない話だと思ってもおきます。子どもたちに本当のことを今説明、指導しなくちゃならないんじゃないかなというふうにも思いますが、その点と、教育長がみずから個人的な見解でも結構です。現在の竹島、尖閣、こういった領土問題に対して個人的な意見でも、教育長という立場じゃなくてもいいですから、お聞かせいただければと思います。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） お答えいたします。

個人的な考えでもということでございますので申し上げますが、最初に申し上げましたように、本当にこの件は難しい案件で、わからないことがございます。一番大事なことは正しく理解する、これが一番だと思います。私も、この案件が最近クローズアップされるまでわからないでいましたことで、恥ずかしく思いました件があります。それは尖閣諸島、これは個人が持っているものだという事ですね。これはそのように、領土ですからそういうことではなくてというふうに思っていました、実はそういうことだった。それで今、買うというふうなことについてもお話が及びましたが、そういうことなどを含めて非常にわからない部分がまだあると思います。そういうことを含めて考えていくことになると思います。それで、文部科学省もいろいろしていますが、私は私なりに日本の国民として、国というのは領土とともに成り立つというのは確かなことだというふうに思っていますので、国の領土がどこまでだかわからないとか、そういうことは本来はあってはいけないことだというふうに思っていますので、国の領土はしっかり、はっきりするべきというふうに思っています。ただ、相手があるというのも事実なので、相手もまた同じことを固有だ、固有だとか申すことになれば衝突します。こういうことにつきましては、やっぱり国際司法裁判所等、そういうところに判断していただく等のお話も出ていますとおり、この国の領土をしっかりと、はっきりするべく方向を定めて、あとはできることをいろいろ考えていく、そういうことが大事なのではないかというふうに思っているところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 5番金田裕二君。

○5番（金田裕二君） 村長にも同じ趣旨の、現況の竹島、尖閣についての思いを簡単にお話しいただきたいと思えます。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 領土の問題は、今教育長さんがお話しのとおりです。私もこの前の、先ほど野田総理が説明された経緯ということはずっとお聞きして、まあそういうものなのかなと。あるいは所有権を個人が一等持っているというのもすごい話ですね。一番は歴史をずっとさかのぼっていくとというふうになりますので、それはいろいろあるわけでありまして。同時に、では今いる人たちがどう解決していくのかと。周恩来とかあるいは先人の先覚者、いい人がいいことを言ってそのとおり今まで来ましたが、にわかにクローズアップされた今度の問題もありますので、いろいろ考えて総理大臣の言うとおりでろうというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 5番金田裕二君。

○5番（金田裕二君） 今朝の新聞には、地元の外務大臣が紛争に至らないように慎重に持っていきたいというコメントがありました。一日も早くそのとおりに頑張っていただかなくちゃならないというふうにも思っております。

さて、領土問題を一応棚上げいたしまして、次に、ロンドンオリンピック、そしてパラリンピックも9日に閉会しました。日本は両大会で多くのメダルを獲得し、日本の実力を世界じゅうに示し、金メダルを取るたびに流れる国歌君が代と日章旗の日の丸に日本人はだれしもが感動し、拍手し、賞賛しました。4年に1回だけの愛国心と言う方もおります。韓国の大統領に天皇陛下について侮辱され、日本人だれしもが気持ちがいいはずがありません。日本国憲法に示すとおりであります。天皇制や国旗、国歌についても、家族を愛し、西郷村を愛し、福島県を愛すように、日本を愛する愛国心教育は大切だと思います。そして最後に世界を、地球を愛す、その愛国心教育についてどのように教育されていますか。教育長、お伺いします。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） お答えいたします。

愛国心についてでございますが、現在のこの教育基本法、それから学習指導要領を定めるに当たりました折に、思い出してみますとその愛国心のことが非常に話題になり、問題になりました。表記をどのようにするかというのがけんけんがくがく、何か報道されていたのを思い出します。結果的には愛国心という言葉はそのときは使われないようになって、伝統と文化とか、そういう表現になったというのもあわせて記憶をしています。お話しありましたように、国を愛する気持ち、心というのはだれしも持つものでありますから、だれの統制を受けて持つべき、そういうものではなく、それぞれの方が心の中に持ったりしながらいるというものでございます。しかしながら、オリンピックの話に出ましたとおり、国を代表してとか国ということが前面に立って何かが行われるときには、もう私たちは所属している国、私は日本人ですから日本という国、そういう国について国を愛する気持ちを強く持つ、それは当然のことです。

学校におきましては、学習指導要領に基づきまして、この愛国心と言われるいわゆるそういう気持ちのことですね、そういうことにつきましては、国旗、国歌とか天皇制のこととか、憲法の学習と相入れながらそういう学習をしているところでございます。例の基本法におきましては、「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。」とされています。また、それを受けて学校教育法におきましては、「我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。」とされています。児童・生徒は、自分の生まれた国、育った国、そういうところに愛情を持つのは当然のことでありまして、日本のよさや日本人のすばらしさにつ

いて知る機会、学ぶ機会、これが位置づけられておりますので、各教科や道徳、特別活動、学校行事等の中で本村でもそのことが行われている現状でございます。

○議長（鈴木宏始君） 5番金田裕二君。

○5番（金田裕二君） 現在はそのような表記、愛国心とは言わないというのはわからなかったのですが、いずれにしても最近の報道による近隣の中国や韓国での洗脳したような教育、それまではする必要はないですが、やはり大事なことだと思っておりますので、その辺もお願いします。

さて、次の質問に移らせていただきます。質問の2番目、農産物の放射線検査について質問いたします。

1番目に、当村では平成23年産米から放射線セシウムが100ベクレルを超える数値が検出され、特別隔離対策米として市場流通しないこととなっております。JAにも約6万袋弱ありましたが、先週やっと別の倉庫に移されました。先週、8日の民友新聞によると、県内の隔離米は約1万6,000トン超で、焼却処分する方針だが焼却施設が確保できず、完了までは不透明と報じた。また、県水田畑作課では、当面そのまま保管するが、いずれ焼却処分するという方針という記事が書いてございました。農家が丹精込めて88回の手間をかけて栽培した米を再検査もせずに容疑者扱いで処分、しかも化石燃料を大量に使って焼却処分するというが、農家心情を察すれば涙が出ます。さて、当村での隔離処分の数量はどのくらいですか。処分方法にももっと活用できる方策があるのかと思われそうですが、どのように思われますか。村長。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 5番金田議員の一般質問にお答えいたします。

平成23年の西郷産米につきましては、放射性物質全戸検査において100ベクレル/キログラムを超える放射性セシウムが検出されたことから出荷自粛となり、市場から隔離され、現在一般廃棄物としての処分のために集積がされている状況でございます。おただしのように、88回の手間をかけてということで、まことに処分するには忍びない、どうかうまくこれを使い回すことができないかということを考えております。この量についてですが、約8万5,000俵、5,100トンと推定されておりました、そういう量でございます。何かいい方法はないかということです。現在そういった方向でということで集積されておりますので、今般全袋の検査をいたします。できる限り早く終わらす。その後、では検査の機会はどうするんだといったときに、私はもう一回検査してもらいたいというふうに思っています。どこかで言おうと思っている。結局ちゃんと測って、そしてどうかということを見きわめなければ、今言ったとおり農家の苦労は水の泡、おてんとうさまに言いわけできるのか。私たちは米粒を残してはならんというふうに言われて御飯をいただきましたので、そういう気持ちを伝えていきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 5番金田裕二君。

○5番（金田裕二君） ごもったもな話だと思っております。平成23年度はそのような方針でぜひともこれからもお願いしたいと思っております。2番目に、間もなく来週

には平成24年産の稲刈りが始まります。今年度は厚労省所轄のモニタリング検査と農水省の県主導の全袋検査が始まります。一昨日に検査機器が設置されました。国も県も村も、そして生産農家も集荷業者も初めての体験である全袋検査は不安だけではありません。今、文化センターでは、すべての生産農家を対象に説明会が先ほど始まりました。JAの集落座談会でも農家の不安と東電に対する不満と不信が聞かれます。全袋検査の趣旨は理解するが、当初の県知事の言動から、農家ばかりでなく関係諸団体から批判の声も多く聞きます。当村でも除染やカリ資材の散布など対策は十分と思いますが、万が一許容範囲以上の数値が検出された場合について、対処方法についてお伺いします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 平成24年西郷産米の放射性物質検査については、国の緊急モニタリング検査と福島県が実施する全袋検査が同時進行で実施されます。検査機器につきましては、福島県の「ふくしまの恵み安全・安心推進事業」を活用し、2台導入しております。また、これを白河市と提携し、導入機械の相互利用を進めることとし、白河市設置の11台と合わせて13台がJA白河とその他主な集荷業者に設置され、緊急時モニタリング及び全袋検査に対応するものとしております。万が一、この検査において基準値を超える米が検出された場合は、旧市町村単位での出荷自粛となり、西郷村全域が自粛となりますが、特例措置として西郷村が村内で生産される米の全量を把握して検査し、生産管理計画を策定することができた場合は、基準値を超える米だけが隔離されるということになりますので、基準値を下回った場合には流通が可能です。このためにということで検査を行うわけですので、引き続き農家の皆さんにお願いしていきたいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 5番金田裕二君。

○5番（金田裕二君） 当村では検出されないことを願っておるわけでございます。3番目に、秋の味覚シーズンを迎えて山のキノコや自家用栽培のキノコ、秋野菜などの検査も増えると思われま。現在、毎日防災無線で検出結果を放送しておりますが、とらえ方によってはあれも危険、これも危険と頭にこびりついて、結果、風評被害の原因にもなるという説もござい。正しい情報を提供するのはよいことではございますが、許容範囲を超過したもの以外、特に検出限界値以下のものなどについては本人のみの通知にするとか、情報の氾濫だけでなく、簡潔にわかりやすく多少の見直し検討をすべきと思うがいかがですか、お伺いします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 村で実施しております食品等の放射性物質検査につきましては、検査結果について村の防災行政無線放送及び村のホームページへの掲載により、皆様に公表しているところでございます。昨年10月の開始から1年足らずでございますが、保育園、給食センター等の食材検査のほうを3,000件以上の検査を実施してきておりまして、検査結果をどのようによりわかりやすくお伝えしていくかという課題に対応しているところでございます。そういった中で、議員おただしのよう

に、この公表の仕方、あるいは時間、いろんなどころのいろんなご意見がございます。議員お話しの点も聞いているところでございます。この点につきましては、もう少しこのご意見を踏まえ、いろいろやり方について検討してよりよい情報が伝わるようにやっていきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 5番金田裕二君。

○5番（金田裕二君） そのように検討をお願いします。さて、国の指針の基準値である500ベクレルが今年の4月から新基準値の100ベクレルになり、さらに現実には、50ベクレル以下とするスーパーや学校給食センターでも検出限界値である20ベクレル以下、そのようにどんどん数値が下がっていく傾向にあります。しかし、ゼロベクレルはあり得ません。国の信頼は下がる一方であります。風評を止めるには、全国の米や野菜の線量を検査して公表すべきだと思います。風評対策に町村会長としても県や国へ発信してもらい、一日も早く風評がなくなることを願っております。そのような対策をぜひとも実行していただきたい。最後に農政関係の問題についてはこれで質問を終わります。村長の答弁をお願いします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） おただしごもつともでありまして、一番今回の放射能対策の根本にかかるといえます。要するにこれまでの経験がないといったことが、チェルノブイリ、スリーマイル、あるいは長崎、広島といったことの知見によって、今いろいろなことが語られているわけでありまして。その部分が結局、君子危うきにということですので。やっぱり疑わしきものには近づかないという気風があふれるのは当たり前の話であります。よってということでありまして、この基準といいますが、本当に緊急時の数値、あるいは今の500ベクレルから100ベクレルになったといった展開、あるいはしきい値の問題、20ミリシーベルト、5ミリ、1ミリ、いろいろ考えたときに本当にどれを信用するのかということ、一番苦労しているということ、動いているわけでありまして、この点は再三再四、担当大臣等についてもお願いしてまいりました。もちろん首相官邸に行ったときも申し上げました。先月、平野復興大臣にお会いしたときも、この点を申し上げたところであります。学者といいますが、学者の意見は百人百様、これはちまたにあふれていてということがあります。どうか今の段階でといいますが、今の全人類といいますが、科学者の英知を集めてこれを基準値をつくっていただきたい。

それから、その以上以下については、以下のものについてももしか万が一あった場合は国において責任を持つという、水俣病ではありませんが、ああいったものがなければ人は安心できない。この点についてぜひつくっていただきたいということをお願いしたところ、平野大臣は、それは内閣の中でも大問題であって、環境省、文部科学省、厚生労働省、関係するところの大臣はみんなそう思っている。でも、共通して進めるべきところが今なかったの、私は遅ればせながら一生懸命これをしてきているというふうに申された。私は席上、すぐこの件については知事に申し上げますよと、ぜひ頑張ってくださいというのを言われたので、そういった点

を含めてわかりやすく、そしてそれは文部科学大臣にお会いしたときも、ちゃんと今の放射性物質のことが健康にどのように、あるいは食べ物にどのように影響して、それがどのようにすればガードできるのかということをやっぱり公共の政府広報として流してもらいたい。これは福島県だけではない。ぜひ全国の大新聞、あるいは公共放送を使ってやってもらいたい、このようにお願いしたところ、平野大臣はそのようにおっしゃっていただきましたので、少し進むのかなという期待をしているところでございます。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） これより2時20分まで休憩いたします。

（午後2時03分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後2時20分）

○議長（鈴木宏始君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

5番金田裕二君の一般質問を許します。5番金田裕二君。

○5番（金田裕二君） 質問の3番目。東日本大震災から1年半、村長は知事の欧州視察に先月25日から今月2日までの9日間、町村会長として同行されましたが、それらの感想と今後の村政に対する活用について伺います。1番目に、フランス、デンマーク、ドイツ、オーストリアの4か国の原子力行政と脱原発への動き、また、安全対策や事故後の対応策について知り得た範囲で伺います。続けて、4番目でありますので申し上げます。2番目に、村長はドイツで「自治体を実施する再生可能エネルギー施策」と題して講演されたそうですが、その内容について伺います。3つ目に、各国の中で特に印象に残ったことは何でしょうか。最後の4番目に、当村の行政にすぐにでも生かしたいと思った施策はありますか。その4点について一括してお伺いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） お話しのように、知事の欧州に対する「復興ふくしまグローバル連携事業」に知事と同行させていただいてという結果でございますが、まず一つ、この目的でございましたが、再生可能エネルギー関連産業の先進地である欧州地域を訪問し、震災から立ち上がる福島県の現状と風評被害の払拭を伝えるとともに、再生エネルギー等に関する新たな施策の継続的な支援、これを要請、福島県の取り組みを発信して、また、ドイツ国内にある解体中の原子力発電所の状況、それから廃炉に向けた福島県との関係、さらに現在当面している除染あるいは健康管理、放射能の対策についてIAEAの天野事務局長さんを訪問し、専門的な分野での福島県との共同プロジェクト等についての実施を要請してきたところでございます。

まずはじめに、各国の原子力行政と脱原発の動き等のお話がありました。まず、フランスとドイツについては、継続するというのと廃炉の方向でいく、極端に二つ分かれております。デンマークとオーストリアについては、それぞれ原発等についてはあまり見当たりませんが、やっぱりデンマークは風力発電の問題がございますので、

超先進地であるというふうに思っていたところでございます。やはり脱原発ということを決めたドイツ、従来は原子力を使うという方法で来たわけですが、3・11以降、そう簡単ではない。このコントロールあるいは安全性等からやはり脱原発を進めるといふ方向に行つて、さらにそれと同時並行して、では新たなエネルギー、かわるものはどうかということを手にするための努力が大いに始まっているという状況でもございます。フランスは、新聞等でご存じのとおり、やっぱりそういった方向で使用する方向を向いておりますので、両方のことを目にした状況でございます。

次に、ドイツのデュッセルドルフで講演はどのようなことをしたかということでございます。冒頭申し上げました知事の今後の原発事故以降の福島県の復興・再生、要するに廃炉、除染、健康管理、さらには産業、そういったことを具体的に世界の最先端の部分と手を組んでいきたいということで、福島県の現状を県知事が述べられて、さらにはいろんな企業あるいは特区、あるいは新たな医学的な施設をつくる、あるいは産業を創出する部分についても力を入れるということを報告して述べられました。

ということで、では次に地方自治体の市町村というのはどういうことなのかということで、このお話をしてもらいたいということですが、一つは県内の市町村の取り組みを申し上げたところでございます。やっぱり一つは再生エネルギー、持続可能エネルギー、そういったものについて、原発がなくなるという方向においては新たなエネルギーを手にしたということから、そちらの方向についても動いている状況を申し上げた。いろいろ写真、スライドを使いながら講演をしたところで、わずかな時間でございましたが、一つは川俣町における木質バイオマス発電と太陽光発電や風力発電を組み合わせたゼロカーボン化を目指す過疎型スマートコミュニティの構築事業が始まっている話。さらに天栄村については、大型風力発電機の設置が今最大44基ぐらい申請があるようで、そういった方向も動いている。さらには、泉崎村においては、新聞等に出ておりますが、休業中のゴルフ場に1万キロワットのソーラー発電等の計画がありますという、市町村ごとの取り組みや動いていることを紹介しました。西郷村においても、そういった計画、新エネルギーに対する新エネルギービジョン等がありますので、この再生可能エネルギーについての取り組み状況を申し上げたところでございます。導入可能性のこととか、あるいは身近な、あるいはさらにソーラー発電の補助金を出す、そういったことを申し上げてきて、今後ともやはり再生エネルギーの研究、あるいは事業化、あるいは一般化、そういったことについてやっぱり力を入れていきますということをお願いしたところでございまして、これにつきましても、ドイツのルール工業地帯のデュッセルドルフは60万都市で1万人ぐらいの日本人がいるということで、産業の拠点あるいはドイツにおけるルール工業地帯、あるいは新たな産学官、アーヘン工科大学とか、そういった部分との組み合わせをやっておりますので、そういったところの積極的な福島県における進出、あるいは技術でそういったことをお願いしてきたところでございます。

今般、そういったことでどういう成果があったのかということで、知事は記者会見で次の4点を申し上げてきたという報道がされております。一つはIAEAとの共同

プロジェクトの実現、I A E Aの天野事務局長と会談、除染や健康管理などの分野で共同プロジェクトを実施することについて合意したということでもあります。I A E Aの世界の科学者が集まるようなところにおいて、その知見を福島県において実現していただきたいということで、12月には国連からも天野事務局長も福島県に来るという話を聞いております。次に、再生可能エネルギーの推進に向けた連携であります。各国の大臣等の意見交換、あるいは共同研究の情報提供やその推進の方向についてということで、各国の大臣等の意見交換と技術供与、手を組もうということで合意するところがいっぱいありましたので、非常にこれについてもうれしいことだということでもあります。三つ目は、医療関連産業の集積に向けた協力関係であります。我が西郷村にも企業がいっぱいあります。やっぱり医療関係とか、そういった分野も今後の展開においては、非常に科学技術を持って世界をリードする技術立国の中に入りますので、こういった部分との連携を申し上げたり、さらには共同セミナーの開催や商談等のビジネス交流を実施していこうということで合意をしたところでございます。最後に風評被害ということで、パリの市長からご招待を受けていた。知事も行って去年からいろいろ応援をさせていただいていることについて御礼を申し上げて、さらなる今後の風評被害の払拭のためにということですが、パリの市長は来年福島に行きましようということになったと。観光立国の大本山と目されるパリの市長が来るというのであれば、やっぱりそれなりの効果があるだろうというふうなことでございます。

特に印象はどうかというお話でございますが、やっぱり世界は日本が困っていること、福島が困っていることに対して非常に同情的であります。さらにはいろんな意味で物心両面に義援金であったり、いろんなバックアップをさせていただいていることがよくわかった。これに対して御礼を申し上げたということでございますが、さらにやはり脱原発の意向については、新たなエネルギーの確保について相当世界といいますか、今回訪問した各国は力を入れている。そういった中で、特に行政的にもしなければならんことは何かということではありますが、やっぱり原子力のエネルギーが少なくなってくるという方向において、同じエネルギーを持った産業という日本の経済力を維持できるのかということに立った場合においては、この代替エネルギーの研究をやっぱり相当なスピードで進めなければならんという考えを持ったところでございます。これは既にドイツもデンマークもやっております。そういった中でお話を聞きますと、どうも日本の技術にお願いしたい点は、今の風力発電あるいはソーラー、いろんなことを言われておりますが、やっぱりもう少し起電力といいますかパワーを上げる。片や原発は100万キロワットであります。それから、風力はいくら多くても1万キロワットになりませんね、100分の1に。そういったことをいかに起電力を上げていくかというのが当面の課題だというふうに言っております。この点については、日本の技術に待つしかないといったことで、提携していこうではないかということがあります。

さらには、再生可能エネルギーで自然由来でやった場合は、起電力の大きさがコントロールがなかなか難しい。要するにお天気勝負、天気が悪ければソーラーは下がる

し、あるいは風力であっても風が吹かない日もあります。これは使うほうはもう一定、あるいはそれ以上にフラットな電力を確保したいというふうな要望がありますので、これをどうマッチさせるかについては、一つはやっぱり蓄電池の開発を急ぎたいという大きな話がありました。結局、うんと出たものについては流す分を控除化するというこの中間の調整する部分ですね、この部分についても日本に対する期待が強いということがわかったというところでございます。産業界においては、こういった情報は既にあるわけではありまじょうが、具体的にももうそういったところが出ておりますので、こういった点については、国家においても県においても市町村においても、やっぱり手を携えていくべきものではないかというふうに思ったところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 5番金田裕二君。

○5番（金田裕二君） 欧州の9日間、大変お疲れになった中でいろいろ成果を上げてこられたと思っております。確かに原発対応にしてもフランスは継続する、ドイツは脱原発に向けていく、方向性が違います。いずれにしろ、共通していくのは再生可能エネルギーや自然エネルギーをこれからどんどん採用しなくちゃならない。化石燃料に頼っているわけにはいかないと。それらについて日本の技術力、蓄電池の開発にしても、すべてに技術立国の日本のこれから出番が来るのかなというふうにも思っておりますが、今回そういった医療や風評被害、しかも一番IAEAの事務局長と対談されて、いろんな面で合意されたというのは有意義だったのかなというふうにも思っています。それが即福島復興に役立てればというふうにも思っております。最後に、それらのことを踏まえて、村長が西郷村の行政の中ですぐに生かしていきたいな、これを採用したいな、そういった再生可能エネルギーについてもこういったものに取り組んでいきたいというビジョン、施策についてお伺いします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） やっぱり原子力発電がちゃんとコントロールできなければ、なかなか稼働というのはできない、そう観念した瞬間にこれまでのエネルギーを使ったものと同等のエネルギーを手にしたということになりますと、今のこの新たな技術開発とそれから持続可能な、それからコントロール可能な、そういったエネルギーを手にしなくてはならないということがもう具体的に動かなければならない。今までは原子力のことはもちろん払拭したいということではありますが、同時に、原発をやめるといった場合は、同じエネルギーをどう早く手にするかということが大きな問題になってくるということは必至であります。この前の日曜日の日曜討論で京都大学と一橋大学の先生方がお話しされておりましたですね。あのおりだろうと私は思いますが、そういった意味で、これは国家として、あるいは人類としてということがあると思しますので、一番そういった意味で、福島県がこの代替エネルギーを、まず先ほど申し上げた起電力の大きな、あるいはフラットな供給ができるような、そういったことをできる方向の研究をやはり国を挙げて、あるいは県も市町村も挙げてやっぱり取り組むことが必要だというふうに思っているところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 5番金田裕二君。

○5番（金田裕二君） 間もなく時間になります。これからも再生可能エネルギーについては、逐次いろいろと研究し、また村長にもこれからも質問していく機会があると思います。やはり西郷村のこの地形を生かした何が一番ふさわしいのか、何が村民共有できるのか、そういったものも勉強していきたいなというふうにも思っておりますし、村長も生かしていただきたいなというふうにも思っております。最後に、前回定例会と同じですが、一日も早く復旧から復興、そして放射線の不安のない社会の構築、風評被害と原発の早期収束、早期賠償、早期除染、そして西郷産米から放射線が検出限界値以下であることを願って私の一般質問を終了させていただきます。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 5番金田裕二君の一般質問は終わりました。

続いて、通告第3、7番秋山和男君の一般質問を許します。7番秋山和男君。

◇ 7 番 秋山和男君

1. 体育振興について

○ 7 番（秋山和男君） 7 番。通告に従いまして一般質問を行います。

体育振興についてでございますが、まず最初に、15番議員、また5番議員が事細かく質問いたしました。自分も一般質問に通告しておりますので、関連して質問させていただきます。まず1点目、屋内プールの件についてお伺いいたします。平成24年度一般会計6月補正予算に村民プール改築事業費を計上しているが、なぜ早急に建設ができなかったのか。また、プール関連予算を断念したのかご説明をお伺いいたします。

○ 議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○ 村長（佐藤正博君） 7番秋山議員の一般質問にお答えいたします。

村民プールがなぜ建設できなかったのかということでございますが、村民プール改築計画につきましては、これまで議会において3月定例会の3月5日に全員協議会を開催していただき、その後、3月26日、5月28日、3回にわたりご審議をいただいたところでございます。6月定例会において予算は議決をいただきましたが、この予算に対しまして動議が提出されました。村民プール改築工事は長期的展望に立って行わなければならないため、広く村民の意見と英知を集約し、議会の同意を得てから行うことが決議されました。これを受けまして7月3日には全員協議会を開催、その中で、7名の議員によります西郷村公共施設の設置に関する検討委員会の設置があって、4回の検討委員会を開催してまいりました。第4回の7月18日の検討委員会において、改築計画につきましては長期的展望に立ち計画されるとともに、西郷村民がひとしくその恩恵を受けられるよう十分配慮されるべきである。設置場所については、大震災などへの配慮も十分加味し、安全・安心の観点からも既存の場所ではなく、将来的に村民の総合的な健康増進施設を集約できる広い敷地を有する、小田倉原1-34のまきば保育園の前付近の村有地を適当とする旨の答申をいただいたところでございます。なお、第4回目の検討委員会では、建築設計事務所の3名の方々に同席をしていただきまして、地盤調査の結果を踏まえ、問題点、留意点を考慮し、構造計算をチェックし安全性を確保しながら設計していることを確認したところでございます。

また、文部科学省の交付金でございますが、平成23年度繰越分という性格の交付金でございます。平成24年度内の完成を前提とした交付金であると。それらを考えますと、この答申でいきますと、建築設計事務所の3名の方々との意見交換、私もここに入っているいろいろお聞きしましたが、まず一つは平成24年度中、平成25年度まで延びるのかということが一つ、期間の問題がありましたね。これは確認して平成24年度中という成果がついた。2番目は、答申が今の場所ではなくて別の場所ということになって、別の場所にやった場合は工期的に間に合うのかでやりました。これについては工期は間に合わない、二、三か月ずれ込むと。要するに平成24年度の中には工期はとれない、できない。

それから、もう一つは安全性の問題であります。安全性が大丈夫かどうかというこ

とが一つの論点でありました。もちろん地質調査に基づく対応、杭を打つということもありましたが、いろいろなことをやってこれをつくっていくということでございましたが、一つはやはり安全性も確認できると私は思っております。ということで、今のところにやりたいということと、いや、場所は別のほうにしたいという答申に違背することが、普通は大体同じところに出てくるわけですが、別な場所ということになりましたということで困っていたわけでありまして。ということで、これを違う場所にどうこうということにはいきませんので、全員協議会を8月1日をお願いしてこの点を申し上げた。一つは、一番は期間の問題、別の場所に行った場合はできないということで。それから、安全が確保できるのかの問題ということで意見が分かれた。これは私はできると思いましたので、そのまま執行して、そしてこの9月の議会には4億円何がしですから、工事請負契約についての単行議案を出さなくてはなりません。これは議決をいただかなければ執行できません。契約しても停止条件付きで、これは議決がなければ執行できないという地方自治法上の規定がございます。よって、逆算していきますと、8月ぐらいに始まらなければ、8月1日に始まって3月までになりますと8か月ですよ。これだけの4億円のことをやり遂げるといふことになりますと至難のわざであります。

もう一つ、一番心配だったのは、やはりこういった審議会の答申、あるいは単行議案としての議決についての問題が起きた場合は、これは契約しても執行できなくなれば大変だということがあって、その場合はこの補助金が宙に浮く可能性がある。これはやっぱりそういった意味で、プールをつくるために補助金をもらうわけでありまして、これが執行できなくなった場合は、やっぱりこの補助金が宙に浮いてしまって、これをいただいた県、国にいろいろご迷惑をかける。今まで私はこの補助金をいろいろ申請のお願いに行って、そして今までもらったことはありますが、返したことはありません。というふうになりますと、やっぱりこの問題は議会の皆様の意向を早く確認する必要があるということで、8月最終のリミットということで皆様に全員協議会をお願いして説明した。説明してどうなんだろう。そして、私も休憩時間等には皆様にお一人お一人聞きましたね。結局これがやっぱり難しいというのであれば、将来にわたってこの補助金が宙に浮いたり、そういった大問題を抱えるということとはできない。ましてや最終的に同意を得られなかった場合は、やっぱりそういった結果になって、これは前代未聞のことになってしまうということで、いろいろ県とか国とかにも相談して、結局それは難しいということであれば、断念せざるを得ないという結果になったわけでありまして。結局、この全員協議会の中でご説明を申し上げて、そしてご理解をいただいてやっていくというのは、これまでやってきたところでございますので、その点についてもやっぱり一つの結果を得たかたわけでありまして、結果としてそういうことになったことについては、非常に残念だというふうに考えているところでございまして、いろいろありますが、そういう結果は残念であるという結果でございまして、ご理解を賜りたいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 7番秋山和男君。

- 7番（秋山和男君） 今、村長からいろいろな面でご説明がございました。そんな中で、村民プールの向かい側の山は村有地です。これは8・27災害や3・11の大災害にも崩れなかった山林です。既存の村民プールの場所は被災した場所にあり、山が崩れる危険性があると言われていたのですが、そこで先ほど申した村民プールの向かい側の山林を削って屋内プールの建設ができなかったかお伺いします。ちなみに土地の面積は、体育館、プール等を含め約45反の村有地であります。そこになぜプールができなかったのか、もう一度お伺いいたします。
- 議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。
- 村長（佐藤正博君） 村民プールの向かい側の山を削って建設できなかったのかというお話でございますが、いろいろ建築設計事務所長等の方々より、建築基準法に基づき設計をしていただいていることや工期の問題等で、既存の場所、今の場所がいいということに来ておりましたので、場所を変えてやった場合は今の事業には合致しなくなる、期間の問題あるいは調査の問題ですね、そういうことがありましたので。もう一つは、高台で高さの問題もあります。そういったことで、高台ということとアクセスの問題とか、あるいは利用のことを考えたりして、現在のところがいいのではないかとということで進めてきたところでございます。
- 議長（鈴木宏始君） 7番秋山和男君。
- 7番（秋山和男君） この件に関しましては、自分たちはわからなかったんですが、ある村民が、なぜそういったことを議題にしてプール建設の話をしなかったのかと言われたときに、自分はすごくショックを覚えたもので一般質問いたしました。そんな中で、今の話で大体わかりました。そういった意味で2点目に移りますが、私たち議員に説明する前に、8月17日の福島民報、8月18日の福島民友新聞に村民プール断念のマスコミ報道がありました。なぜ先にマスコミ報道がなされたのか、もう一度お伺いいたします。
- 議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。
- 村長（佐藤正博君） 後先の問題がありましたが、先ほど前の議員の質問で総務課長がいろいろその経緯をお話ししたということもあります。新聞に出た時期との行ったり来たりがありましたが、やっぱり後になった場合については申しわけないというふうに思っております。
- 議長（鈴木宏始君） 7番秋山和男君。
- 7番（秋山和男君） 7番。再質問いたします。西郷村公共施設の設置に関する検討委員会や議会の全員協議会で村民プール改築工事について検討してきているので、議員全員に新聞報道があった後でも説明は必要であったかと思いますが、その辺をどう考えているか答弁をお願いします。
- 議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。
- 村長（佐藤正博君） 説明をすべきであったということですが、8月1日の時点では、今のことをすべて申し上げて、今日ご理解をいただかなければこれはやっぱりできなくなるということも申し上げて、ぜひ皆さん賛成してくださいということでずっと来

ましたですね。これが賛成できないとなれば、やっぱり断念せざるを得ないということは自動的になるわけであります。しかし、やっぱりできないことは本当に衝撃的でありましたので、やり方について村民の期待におこたえできなかったことはまことに申しわけないという感じでございます。

○議長（鈴木宏始君） 7番秋山和男君。

○7番（秋山和男君） 了解いたしました。それでは、3番の震災後、約2年間、村民の方々には村民プールがなく、水に親しむことができなかつた。幼児と若い奥さんたちにプールを使つてのスキンシップをとらせてあげることができなかつた。小さい子どもたちにとってこの2年間は非常に大切な時期、また時間です。このことに対してどう思うか、お伺いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） 7番秋山議員のご質問にお答えいたします。

2年間プールに親しむことができなかった子どもさんたち、このことをどういうふうに思っているんですかというご質問でございます。ご質問いただいたとおり、本村の方々、子どもたち自身、水のことを本当に残念というふうに思っていると思つていまして、申しわけなく思っているというのが、まず私の気持ちでございます。私立幼稚園、小学校、中学校の園児、児童・生徒に対しましては、その間、白河市の櫻永スイミングを利用させていただきまして、平成23年度には1人1回でございました。平成24年度には予算を認めていただきまして、1人2回の計画で授業時数にすれば4時間プールに親しむことができたわけでありまして、10月中旬まで期間をかけて授業を行つていく、そういうことでございます。しかし、一般の方々を考えますと、それ以上にまた申しわけないことでありまして、一刻も早く屋内プールを完成して村民の皆様方に水に親しむ機会をぜひつくつてと、そういうふうに考えているところでございます。村民プールを断念することになったことは本当に残念でありますし、村民の方々にも申しわけなく思つていますが、おっしゃっていただきますように、できるだけ早い機会に水に親しむ機会をつくつてまいりたいと思つておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 7番秋山和男君。

○7番（秋山和男君） 7番。了解いたしました。それでは、（4）西郷村体育協会が主催している、第28回まで続いた村民水泳大会が今後どのように行われていくか、お伺いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） お答えいたします。

村民水泳大会のことでございます。第28回まで続いております。今年開催できれば、昨年できなかった29、30と年数を数えれば第30回ということになります。そういう記念の大会でございます。とても残念というふうに思つています。村民水泳大会は、小学生も中学生も高校生も、一般の方々も出ていただいているすばらしい村の大会というふうに認識しています。盛大に開催させていただきましてありがたく思

っている大会でもあります。このような水泳大会、屋内プール開催はできませんでしたが、西郷村体育協会主催の大会でもございますので、体育協会の関係の皆様方と今後のことを十分協議させていただきまして、開催できればいいという方向で検討させていただきたいと思っておりますので、ご理解賜りたいというふうに思います。

○議長（鈴木宏始君） 7番秋山和男君。

○7番（秋山和男君） 7番。今、教育長の答弁の中でちょっとお聞きしたいことが1件ございます。この村民水泳大会、学校のプールを使って村民水泳大会を開催する計画をお持ちかどうか、お伺いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） お答えいたします。

除染をこれからする計画でございますので、除染をすることがまず真っ先にやるべきことでございます。その後、物理的に除染ができてプールを使用することができるようになって、多くの方々の除染結果についてご理解をいただきましたという条件のもとで、物理的には学校プールは使うことが可能なプールが、観覧のことなど多少いろいろあるかと思いますが、可能なのかなというふうには思っております。ただし、学校プールでございますので、管理等を含めて学校がしておりますから、そういうことを含めて学校とよく協議の上、そういうことが可能かどうか広く検討させていただきまして、決定するときには決定するというふうには考えておりますので、ご理解賜ります。

○議長（鈴木宏始君） 7番秋山和男君。

○7番（秋山和男君） その件についてはよろしくお伺いいたします。それでは、（5）に入らせていただきます。既存の場所に村民プール改築を断念したわけでありましたが、既存の村民プールは今後どのようにするか、お伺いをいたします。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） 既存の村民プールでございます。屋内プールをつくる計画のもとでそこを取り壊しまして、そこにプールをとということで計画を立てさせてまいっておりますので、取り壊した後でのごとくということが生きておりますので、既存のプールにつきましては取り壊しをさせていただきまして、その後の利用につきましてはよく検討させていただきたいというふうに思っている次第でございます。

○議長（鈴木宏始君） 7番秋山和男君。

○7番（秋山和男君） 7番。よろしくお伺いいたしまして、次の質問に入らせていただきます。学校のプールを来年度どうするかをお伺いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） お答えいたします。

学校プールを次年度はどのようにするかというご質問でございます。先ほどもちょっと触れましたが、まずは除染をさせていただきたいというふうに思っています。除染をした後の結果を見させていただきながら、そのことを保護者を含めましてさま

さまざまな方々にその結果のことのご報告などして、どのようにお考えになるかなど、いろいろ検討させていただくことがまず必要になってくると考えています。その上で、そういう条件が整って学校プールを使って水に親しむ、水の授業をする、そういうことを望まれるということがかなうのであれば、学校プールをぜひ使って屋外の水泳活動、いろいろな方法をよく検討した上でさせていただきたいというふうに思っています。授業もそうなれば実施できるということになりますので、そのようなことをいろいろな方面からよく慎重に検討してまいりたいと思っています。

○議長（鈴木宏始君） 7番秋山和男君。

○7番（秋山和男君） 7番。再質問いたします。近隣の市町村は屋外プールを使用していますが、なぜ今年は除染しないで使用できなかったのかお伺いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） お答えいたします。

午前中にも委員長の答弁と、この後に出た点もあったかと思えます。昨年、今年、プールにつきましては、教職員とか保護者とかよく話をさせていただきまして、プールの清掃等はさせていただいてまいりました。午前中にもお話しありましたが、運動会のことなどのご心配もお話をずっといただいてきました。そういう中にありまして、本当にプールのことを含めて、慎重に私たちしなければならないということが一つあったと思います。もう一つは、プールを実際測ってみますと、プール本体は水を抜いたりしていますので、線量的にはかなり大丈夫になっていると思います。ただし、学校数が多いものですから、さまざまなプールの状況になっています。結構新しくつくったとか、かなり古くなっているとか、プール周りのコンクリートがさまざまな状況になっているとか、それぞれのプールの様相を示しています。そういう中にありまして、除染を終了いたしまして測ってみて、このような目標を持った除染の中でやってきましたが、実際こうなりましたということをお示しして、そういう中で安全・安心感を得ていただいているということができれば実施したいということで、そういう方針でおりましたので、今年度は予算もいただいて櫻永スイミングということを決めていたものですから、そちらをさせていただきましてそのような結果になった次第です。除染計画を今しまして、入札もさせていただいたところですので、除染をしっかりまずはさせていただくということをしていきたいと思っていますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 7番秋山和男君。

○7番（秋山和男君） 教育長、今年も本当に例年にない暑さでありました。水遊びをできなかつた子どもたちをどう思うか、お伺いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） お答えいたします。

秋山議員さんからお話しありましてとおりの、子どもたちのことを考えれば本当に申しわけない2年間だったというふうに思っています。ここまで我慢していただきました子どもさん並びに村民の皆様方には本当に申しわけなく思っております。そのこと

を含めて、今後一日も早くそういう水を利用できる、プールを利用できるそういう機会をぜひつくってまいりたいと考えておりますし、また、皆様方にそのことをご理解いただいて、つくっていただける方向でよろしくお願い申し上げたいと、おわびとお願いと申し上げたいのが私の率直な気持ちでございます。

○議長（鈴木宏始君） 7番秋山和男君。

○7番（秋山和男君） 了解いたしました。それでは、質問の第2、今後の総合型体育施設について伺います。まず、1点目といたしまして、現在西郷村には社会体育施設として野球場、体育館、テニスコート、ソフトボール場、多目的広場等が設置されており、それぞれの施設が村民の融和と連帯感の醸成、あるいは青少年健全育成に寄与するなど、その効果ははかり知れないものがあると思います。しかし、近年の生涯スポーツが多種多様化していることから、現在の施設の中で対応し切れない種目が出てきております。また、折口原グラウンドについてですが、周囲が住宅化されたことにより、施設周辺の住民に迷惑がかかっていることと、駐車場が狭いことを以前にもご質問しておりますが、そのソフトボールグラウンドについてどのような考えがあるか、伺いをいたします。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） 折口原のグラウンドのこと、ソフトボール球場のことでお話ありがとうございました。折口原のグラウンドにつきましては、昭和54年に夜間照明付きで設置されましたので、33年たっていることとなります。平成23年度の利用件数も延べ9,000人という数に上っています。村のソフトボール協会、スポーツ少年団等が利用している村の中でのソフトボールの場所としては、大変人気の高い、実際使われている場所でございます。おたただきいただきましたように、老朽化が進んでいることに加えまして、あそこの場所の周辺の事情がいろいろ言われるときがございます。そういうことをよく承知もしております。そういうことも含めまして、ソフトボール場のことを考えるときにはやがて移設ということなど、そういうことに考えが及ぶことになると思います。そういうことにつきましては、野球場等もあるいわゆるスポーツ施設の一体化等も考えますと、現在の体育館等があるいわゆる中島地区ですね、そういう場所、あるいはソフトボールだけ考えますと米地区とか、そういうところが移設する場合の候補地としては検討されていくことになると思っています。たびたびスポーツ関係者の皆様から、スポーツ施設はばらばらでなくというお話を議会の中を含めて何度もいただきましたので、そういうことを非常に大事に考えさせていただきながら、いろいろ検討させていただきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 7番秋山和男君。

○7番（秋山和男君） 7番。折口原のソフトボールグラウンドの移転については、平成15年の第4回定例会で質問させていただいたところでございますが、いまだ検討しているということで何も進んでいないような感じがします。また、平成6年に当村スポーツ振興審議会、現在のスポーツ推進審議会において総合運動公園の整備を図るべきとの答申がなされておりましたが、これに関しても具体的な形で計画が進んではいな

いのではないかと思います。村民の健康増進、競技力の向上、趣味の実現などの観点からも、多様化しているスポーツへの対応上、総合運動公園が必要だと思いますが、この点についてどうお考えか、お答えをお願いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） お答えいたします。

平成14年度のこと、お話あったこと、そしてその後のスポーツ審議会のこと、今推進委員会ですがそういう方々、スポーツ関係者からの声などよく承知しているつもりでございます。生涯学習課をはじめ、教育委員会内部ではそのスポーツ施設の一体化をぜひお願いしながら、お話しありました趣旨のいろんな種目が増えていますし、硬式野球などを含めて声もありますし、陸上競技場とかそういうこともありますので、私どもの中では一体化されたスポーツ施設を、今のスポーツ施設があるところを中心にしまして拡大していく、そういう整備の仕方という計画を持っています。さまざまな条件がありますので、そういうことを含めて今度は表に出して、そして進めさせていただくことをスタートしてみたいというふうに考えておりますので、ご理解よろしくお願いを申し上げたいと思っています。

○議長（鈴木宏始君） 7番秋山和男君。

○7番（秋山和男君） 7番。高齢化社会を迎えている現在、スポーツを実践している年齢層が一層幅広くなり、また、その目的、内容も多様化しております。こうした中で今後のスポーツ活動による一層の振興を図るためにも、多種多様な振興が重視されていると思います。また、生涯スポーツの一環として、その内容の充実を図ることはもちろんのことですが、健全な心身を育成するためにも一極集中型の総合運動的なものが必要だと考えます。陸上をはじめ、すべてのスポーツが一堂に会して競技できるとともに、村民の憩いの場となり、幼児からお年寄りまで、また、家庭で過ごせるような施設が今後必要と思いますが、今後村としてはどのようなお考えか、お伺いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） 高齢社会のお話しございました。そのとおりでございます。西郷村は、県内では若い人の最も多く住んでいる村でございますが、そうはいっても高齢者の方々が現実にお住みです。これから先もそういう社会が来るのは、これは間違いないというふうに考えています。そういう中にありまして、スポーツの面はとても大事でありますし、それに加えてこの健康増進という意味、そのことを加えて目的を多く持って、適切な目的の上に立ってこのことを整備を考えてまいりたいと思っています。先ほどもお話し申し上げましたが、中ではそういう計画も持っておりますので、重ねてになりますが、一極集中というか一体型の総合施設をスポーツ、健康両面からよく考えまして、今度は表に出させていただきながら進めさせていただきたいと思っていますので、どうぞよろしくお願いを申し上げたいと思っています。

○議長（鈴木宏始君） 7番秋山和男君。

○7番（秋山和男君） 最後に、これは村長にお伺いいたします。一極集中型の総合運動

的な施設の構想の実施を考えると、現在ある体育館の東側の山の一部分が村有地であることから、その周りの山林も視野に入れ、硬式野球のできる球場やテニス王国復活の話もありましたので、村でテニスの大会が開催されるような20面ぐらいとれる施設の設置も視野に入れてもらいたいです。そして、未来の子どもたちのために早急に実現につなげていきたいと思いますが、どのようなお考えか、考えをお伺いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） いつもスポーツの効用についていいお話をいただいております。

私もいつも体育関係の表彰式等に行っていますが、やはりスポーツは人間の感性を豊かにし、さらには心身を練磨して、そして健全なる精神は健全なる身体に宿る、これを実践する。卑怯者はいない、正義感が強い、そしてルールにのっとる、こういったことがはっきりすれば、やっぱり子どもたちはそう、そして進んでいくでしょうし、今日いろいろ質問ありました。やっぱり豊かな国際人にもなってもらいたいし、あるいは愛国心も持ってもらいたい。いろんな子どもが悠々として練磨できる施設というのは、やっぱり集まっていたほうがいいと。なぜか。やはり先人がそこを考えてきたという一つの経緯があって、それはやっぱり駐車場の使い回し、あるいはルートをちゃんと選定した。あるいは人口の重心の部分であるとか、これまでのいろんな協議会を見ても、やっぱりここはいいところだというふうに思ってきました。さて、どうしてこれを実現していくかということになりますと、今の補助金がない場合は一般財源でやりますが、やっぱり陸上競技場は何十億円もかかります。そのぐらいのことでやっていきたいというふうになりますと、やはり今言われた地形あるいはアクセス、さらに財源をとった場合に、やっぱり一つ西郷村の経済力もちゃんとしていって、そしてかつてあったこの不交付団体といいますか、そういったことをもう一回「不」にしてという気持ちでおります。そのことがやっぱりぐるぐる回ってこの経済力、あるいは今のスポーツ振興、あるいは施設の充実、こういったものにぐるぐる回っていい傾向に行くものだというふうに思っておりますので、全体的な力を上げていきたい。ぜひとも応援を賜りたい。逆にお願いを申し上げまして答弁とさせていただきます。

○議長（鈴木宏始君） 7番秋山和男君。

○7番（秋山和男君） 了解です。

○議長（鈴木宏始君） 7番秋山和男君の一般質問は終わりました。

◎散会の宣告

○議長（鈴木宏始君） 以上で本日の日程はすべて終了しました。明日9月13日は定刻から会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。ご苦労さまでした。

（午後3時19分）

